

議事日程第 2 号

令和 6 年 第 1 回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和 6 年 3 月 1 3 日（水）

午前 1 0 時開議

開会の場所

錦江町役場本庁議場

日程第 1 一般質問

散 会

令和6年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和6年3月13日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保勇太	
	2番	久本晃	
	3番	厚ヶ瀬博文	
	5番	浪瀬亮祐	
	6番	染川金治	
	7番	池田行徳	
	8番	川越裕子	
	9番	小吉昭弘	
	10番	水口孝俊	
	11番	中野徳義	
	12番	落司道子	
	13番	笹原政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	畑中清和		
総務課長	坪内裕二郎	会計管理者兼会計課長	鳥越幸一
未来づくり課長	中島裕二	住民生活課長	川路昭典
政策企画課長	高崎満広	観光交流課長	木下勝幸
介護福祉課長	笹貫新一郎	産業建設課長	荒木義文
健康保険課長	猪鹿倉勝志	教育課長	菖蒲洋二
住民税務課長	落司毅	政策企画課 病院再整備対策監	内木場博之
建設課長	宮園守	総務課財政管係長	今村学
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	池之上和隆	総務課総務主査	小川弘晃
職務のため出席した者			
議会事務局長	永吉和幸		

令和6年 第1回 錦江町議会定例会会議録

令和6年3月13日（水）午前10時00分

錦江町議会 議場

	(開議)
○笹原議長	皆さんおはようございます。これから、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたのでご了承願います。
	日程第1 一般質問
○笹原議長	日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。最初に、7番池田君の発言を許します。7番、池田君。
○7番 池田議員	7番。
	(7番 池田議員 質問者席へ登壇)
○7番 池田議員	改めておはようございます。お疲れさまでございます。いろんな震災に遭われた方々がですね、いまだにまだ元どおりの生活に帰っていないというようなことがテレビで放映されておりましたが、早い回復を願っているところでございます。それでは早速、質問に入らせてください。 まず、町内における催しの開催場所についてですが、まず現在、サンドームを中心に開催されているいきいき秋まつりについて、役場あたりで開催すればもっとお客さんが増えるのでは、という声を聞く機会が度々あります。 そこで、いきいき秋まつりの会場を高齢者や車のない方々のために、以前のように役場あたりで開催できないか伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。それでは、池田議員のご質問にお答えします。産業をおこし、活力あるまちづくりにすることを目的として行っているいきいき秋まつりは、令和元年までは本庁舎駐車場をメイン会場として実施してまいりました。令和2年から3年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止し、令和4年より会場をサンドームに移して実施しております。 開催場所や内容は、町商工会やJA、漁協、森林組合など関係団体を含むいきいき秋まつり運営委員会で協議・検討の上決定しているところでございます。 サンドームを会場にいたしましたのは、敷地が広く、密にならないレイアウトが可能であること。雨天時も開催が可能であること。それから、テント

	を張る必要がないため、会場設営が容易で経費も低額で済むことなどを考慮して決定したところでございます。一部の方々から、以前の会場で行ってほしいなどのご意見があることは承知しておりますが、参加者からは、おおむね高評価を頂いており、令和4年から5年のいずれも約1,800人近い多くの方々に来場されたこと。それから会場が広いため、新規の出店団体が増えたことなどから、来年度もサンドームで開催する前提で準備を進めてまいりたいと考えております。 なお、来年度の内容や場所につきましては、運営委員会で協議することになりますので、本年8月頃に正式に決定する予定でございます。以上でございます。
	(新田町長 降壇)
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	ただいま答弁がありましたが、以前はですね、元年度までとありましたが、本庁舎のあたりで開催されているときには、近くの人たちも来られてですね、特に高齢者の方たちもいっぱい買物をして帰られたようでした。 私が回って聞いた話ですけども、サンドームでの開催につきましては、出展者の方々から、役場あたりであれば近くの高齢者も来てくれるのに来場者が減っているとか、城元、馬場の役場周辺の高齢者からは遠いからとか、車がないからとかですね、行きたいけれども行けないとの話をよく耳にしてきました。車がある方たちはどちらにも行けるわけですので、第1にやっぱり高齢者のためとか、足を持たない人のためにやっぱり前みたいに本庁舎でやる必要があると思います。 天気が悪いような今はもう気象情報が確かなのがありますので、前もって分かりますので、例えば1週間ぐらい前にはもう予報が分かりますから、そういう雨の状況であればサンドームで計画すればいいし、天気が良さそうであればやっぱり高齢者とか、そういう人たちのためにはこの近くでやってあげるといのが私は本当の福祉だと思いますが、これについてはいかがでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご指摘にございます移動困難者であるとか、それから出店者のご意見でありますとか、そういうところは私もお話はお伺いしてはおります。ただ以前もそうでしたけれども、移動手段として、ではマイクロバスを

	出しましょうとか、ほかのイベントもそうですけれども、したときになかなか同乗していただけないというようなこともございました。 それと、役場周辺ですれば人が多く来るのではないかとおっしゃっておりますが、ただ私どもの感覚としては、役場で開催している頃よりも今サンドームで実施するほうが増えてきているのではないかなと。今年の秋祭りについても、田代地区の全く交通手段持たない方々もお会いしました。私のほうからどうして来られましたかって申し上げたら、タクシーを利用したりとか、私どももあいのりタクシーを準備しておりますので、そういったものを利用してきたがよというようなことで複数名そういったお話をお伺いしたところです。 大根占地区の中心部ですればそれなりの集客力であつたりとか、この地域の高齢者の方々はよろしいんですが、逆に一方、田代地区でしたりとか、中山間地域が池田、宿利原でございますので、満遍なくその方々がご利用頂けるかというのはなかなか難しいかなとは思っております。 したがって、今後もですね移動手段確保については4月からもあいのりタクシーを強化しますので、そういったものをご利用頂くとかいうことでですね、田代地区、大根占地区の中心部で比較的開催リスクの少ないサンドームが望ましいのではないかなと思っております。 ここにつきましては、また先ほど答弁申し上げましたように、運営委員会のほうでですね、池田議員からのご指摘ですとか、それから町民の皆さんからのご指摘があった旨はお伝えしながら、皆さんと知恵を絞ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。
○7番 池田議員	はい、7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	マイクロバスとか、あいのりタクシーがですね充実されれば、この中心部の方たちもいいと思います。やっぱり地元の人たちが気楽に歩いて来たり、すぐ帰れたりとかというのも大切ですので、やはりそこあたりは検討してもらいたいと思っております。 次に夏祭りの会場についてですが、昨年田代での夏まつりでは予想以上の大変な来客数でした。駐車場の確保や会場のキャパ、容量が十分であるかの観点から、夏祭りの会場である大根占漁協や田代中央運動場について、今後の開催場所をどのように考えるのか、伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	ただいまのご質問にお答えします。町商工会主催の夏祭りにつきまして

	は、これまで大根占地区と田代地区でそれぞれ開催されてきました。ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して開催されておりませんが、令和5年度は久しぶりに地区を分けずに、田代中央運動場で開催されたところでございます。 町商工会によりますと、当日は約 2,500 人も多くの人でにぎわい、盛大にまたスムーズに運営されていたということでございます。田代中央運動場は敷地も広く、駐車場も確保しやすいことなどから、来場された方々にも好評で、出店者のレイアウトなど運営もやりやすかったと伺っております。 今後の開催場所につきましては、主催者である町商工会が理事会等で協議されて決定されていくものと思いますので、町商工会の決定を尊重したいと考えているところでございます。以上です。
○7 番 池田議員	はい、7 番。
○笹原議長	7 番、池田君。
○7 番 池田議員	今、回答にありましたように、商工会によりますと夏祭りは田代と大根占と交互で行うように一応は決められているようですが、確定は今後行われる役員会で決定されるようです。 昨年の田代中央運動場で開催されたときですね、コロナ禍が一応の終息を得たのか、あるいはですね予定された長渕剛さんのものまねコンサートとかですね、その人気が大変あったものなのか分かりませんが、一応新聞の報道では、今 2,500 人と言われましたけど 3,000 人ぐらいだという報道がなされました。特に町外からの方々をたくさん見かけたところでございまして、今、回答にもありましたように駐車場の多いことですね、それと地域も広いということが十分考えられました。 それでですね、例えば交互でやるとなると、大根占漁協で開催される場合はちょっと私も心配しまして、駐車場の確保とかあるいは地域のそういう広さ、キャパシティですが、それから来場者の誘導とかですね、いろんな不具合が起こらないように前もって考えていかなければならないと思います。また最近では、花火の打ち上げに関しましても、消防法の観点から大変厳しくなっているようでございまして、とにかく夏祭りが安全で楽しくできますように願っているところでございますが、こういうこともそういう今度の会でですね。そういうとき、行政のほうからもこういう観点からも要望など入れてくれる考えはないでしょうか、伺います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えします。まずは商工会の皆様方がですね、今池

	田議員ご指摘頂いたように、大根占で開催する場合のそういった考え方であったりとか、特に花火の関係だったりとか、いろいろと商工会内でも議論があらわれるようですので、私どもとしましてはですね、商工会の主体となるイベントでございますので、会員の皆様、そして理事の皆様が知恵を絞っていただいて、夏のイベントとしてですね、両地区が楽しみ、充実したイベントとなるようにですね、今後も職員も私どもアドバイスというような言葉は語弊がございますけれども、参画しながらですね、そういったお話というのはさせていただきたいというふうに思っております。以上です。
○7 番 池田議員	7 番。
○笹原議長	7 番、池田君。
○7 番 池田議員	夏祭りが楽しく安全に運営されるよう願っているところでございます。 次に 3 番目ですが、花瀬まつりの開催場所についてできる限り、花瀬公園の象徴である石畳での開催を実行委員会へ要望できないか。また、バンガローなどの宿泊関係のためにできるだけ開催日の早い決定はできないものか、伺います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えします。花瀬公園まつりは、令和元年度までは石畳で開催することとされておりました。ただ、元年度におきましては、準備段階から天候が悪かったため、急遽花瀬公園の多目的グラウンドに変更し、開催された経緯がございます。過去にも当日の天候不良で石畳から多目的グラウンドやでんしろう館へ変更したこともあったと聞いております。令和 2 年度から令和 4 年度まではコロナ関係で中止となっております。昨年 4 月の開催は、企画委員会及び実行委員会におきまして、山林伐採が原因で雨天後の水位が減らないこと。石畳に準備した後、雨天による河川の増水があった場合に会場の変更が 2 度手間になること。それと、河川の止水め用の土のうづくり、石畳の苔落としやくぼみの埋戻しなどの安全対策に数日かかること。それから、準備作業等を行う人員が減少していることなど、過去の反省を踏まえた意見が出され、小雨でも決行できる屋根つきの舞台を設置し、グラウンドで開催されたところでございます。 6 年度につきましても、4 月 28 日日曜日に同様の方法での開催をするということが予定されております。次回以降、開催方法につきましても、先ほど申し上げましたとおり企画委員会及び実行委員会での決定になりますので、議員ご指摘の石畳の開催の件については、担当課を通じて要望として提案させていただき、検討していただきたいと思います。あわせて、開催日の

	決定につきましても来場者の要望からも早めの周知ができるようお願いしたいと思っております。 私としましては、公園内のどこで開催したとしても、本町の代表的な観光資源である花瀬の石畳の千畳敷というものは同じ公園内にございますので、祭りの際の散策のコースでありましたりとか、休憩の場所でありましたりとか、ご利用していただくことも祭りの楽しみ方の1つではないかなというふうな考え方も持っているところでございます。以上でございます。
○7 番 池田議員	7 番。
○笹原議長	7 番、池田君。
○7 番 池田議員	私もずっと花瀬まつりには行っておりまして、今、回答の中にありましたようなことを記憶しておるところでございます。 これまでは、桜の花の起点であるソメイヨシノの開花に合わせてですね、昔は4月3日と決まっていたわけですが、それを中心に直近の日曜日を利用して祭りが開催されておりました。また会場もですね、千畳敷の石畳の上で、これはもう江戸時代の頃からかもしれませんけども、行っていたようですが、近年になっては河川敷に常設してある舞台でですね、そういう演目を川の対岸からとか、あるいはこの旧花瀬橋の上から見物するのもまた、地域の人たちは楽しみにしていたところでございます。 ただ、言われましたように悪天候や川の増水があるときにはでんしろうの上のほうですね、多目的のグラウンドで開催されたり、でんしろう館であったような気もします。この花瀬まつりはですね、昔から川の石畳の上で開催される独特の雰囲気売りとなっておりまして、町外からも桜を見ながらのこのステージを楽しみにしておられるところです。そこでやっぱり天気予報も今だいぶ正確になっておりますので、できる限りですね、石畳での開催が1週間ぐらい前にはもう分かるわけですので、望まれると思います。 それからやっぱり先ほどもありましたけども開催日の決定はですね、やっぱりバンガローとか、ほかの宿泊施設の予約の関係上、早い開催日の決定が周知されることが必要かと思えます。いろいろご検討ください。 続きまして質問はもう次に変わりますが、次に不快害虫ヤンバルトサカヤスデの駆除についてです。特に現在大原校区で問題視されている不快害虫、ヤンバルトサカヤスデの被害状況についてどのように把握しているのか。また、今後の駆除方法についてはどのように考えておられるのか伺います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えいたします。ヤンバルトサカヤスデは、令和3

	年 11 月に田代地区の 2 自治会で発生が確認され、令和 6 年 2 月現在では田代地区では 3 自治会、大根占地区では 1 自治会で発生が確認されております。8 月から 12 月にかけて、集団移動しますが、冬の寒い時期でも発生が確認されているところでございます。 ヤンバルトサカヤスデでは、台湾原産の外来生物で農作物や人に害を及ぼすことはございませんが、繁殖力が強くおびただしい数で集団移動をしたり、ブロック塀や壁をよじ登ったり、家屋の中に侵入したりすることから強い不快感を与えます。 町では、令和 4 年 6 月に錦江町ヤンバルトサカヤスデ防除剤支給要綱を整備し、個人向けにヤスデガード粉剤やコイレット細粒剤の家屋侵入防止剤を 7 割補助、3 割負担で、また、ミリペータ液剤、粉剤を自治会の共同防除薬剤として全額補助で支給し、対策を行ってきているところでございます。 薬剤につきましては、鹿児島きもつき農業協同組合と契約し、大根占支所及び田代支所で購入できるところでございます。一度発生すると根絶は難しいことなどから、まん延防止のため、えさとなる落ち葉等の除去や下草払いなど、環境整備、家屋侵入防止対策、土壌・堆肥、植木等の発生地域からの移動対策が必要となります。町民への情報提供として、これまで 2 回、広報きんこうによる対策や薬剤補助について掲載し、啓発を行っておりますが、今後も定期的に情報提供を行い、蔓延防止に努めてまいりたいと思います。以上でございます。
○7 番 池田議員	はい。
○笹原議長	7 番、池田君。
○7 番 池田議員	この害虫はですね今ありましたように数年前に田代の倉谷地域からですね発生が確認されて、現在は大原の消防の詰所がありますが、あの近くの若者住宅や荒田原住宅これは中学校の近くなんですが、あたりまで拡散しているようです。つい最近では、先ほどありましたが大根占の池田校区の一部でも発生したと聞いております。 この害虫の嫌なところは部屋の中に入りですね、廊下とか風呂トイレ、それから台所へ侵入してしまうことです。特に女性にとっては、気味が悪いということですね、大変嫌がられております。現在の駆除方法といたしまして役場からの助成もあり、家屋の周りに粉剤を撒くなどの作業がなされております。しかしながらやっぱり、このままだとですね、やっぱり次々と範囲が広がるのではとちょっと懸念しているところでございます。 そのことを踏まえまして、次の質問に移ります。ここ錦江町でのこういう発生とかそういうのはもうご存じなのですが、ほかの自治体の発生とか、そ

	ういう対応事例を把握しているか伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えします。ヤンバルトサカヤスデは、令和6年1月現在、鹿児島県内の32市町村で発生が確認されております。県内では、平成3年に徳之島町で、平成11年に鹿児島県本土では初めてとなる南九州市で発生が確認されているところでございます。また、大隅半島では平成26年に鹿屋市、令和4年に肝付町、南大隅町で発生が確認されております。 以上のように県内の多くの自治体で発生していることから、鹿児島県では、平成11年度から大学や民間の研究者、市町村等で構成するヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会を設置し、年1回会議を開催し、駆除対策や蔓延防止対策を総合的に推進しているところでございます。 県内の各自治体におきましても、抜本的な対策がなく、対策に苦慮されているのが実情でございます。現在の主な対策としましては、薬剤による駆除となりますが、薬剤購入につきましては、ほとんどの自治体が個人向け、自治会向けに補助を行っており、補助率は50%から100%と様々な状況です。 薬剤駆除以外の対策としましては、分散・拡大防止対策となります。ヤスデは湿気の多い場所に多く発生することから、こまめな下草払いや落ち葉等の除去を行い、日当たりを良くし、ヤスデの住みにくい環境を整備することも有効な対策かというふうに思っております。 発生地域からの土砂、堆肥、根付植物の搬出、移動により拡散する可能性があることから、搬出する際は防除対策が必要となります。そのほか、表面が滑らかな畔シートを利用した侵入防止対策も行われております。 今後、県内自治体の事例等を参考にあらゆる対策を検討実施し、蔓延防止に努めてまいりたいと考えております。以上です。
○7番 池田議員	7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	今回この質問するに当たりですね、私もちょっと調べてみたところでしたが、今言われましたようにこの害虫は30年ほど前に最初に徳之島で確認され、17、8年前にはですね、南九州市にまず発生、川辺あたりでも大変な問題になったそうです。 それから、南大隅町の経済課によりますと、発生して要望のあったところには町からの駆除剤を配布して住民が駆除作業を行っているとのことでした。肝付町におきましては、高山地区と内之浦地区に発生が見られ、町の職員が駆除剤を使って直接作業にあたっているとのことでした。また、指宿市

	におきましては、外来種の駆除として集落人に無償で配布、集落で一斉に駆除作業にあたっているとのことでした。遠い山口の同級生に聞きましたら、プランターの下などにたまに数匹見かけるとのことでした。 それですね、やっぱりなかなか消えない状況なんです。次にこれ以上の蔓延を防ぐためにですね、専門の事業者へ委託する考えはないのか伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えします。ヤンバルトサカヤスデの蔓延防止対策としましては、薬剤による駆除が有効な対策の1つです。薬剤の種類には2種類あり、家屋侵入防止剤と誘引駆除剤となります。 現在、薬剤散布につきましては個人及び自治会にお願いしているところですが、ヤスデは個人の宅地、農地、山林に限らず町道等の公有地も多く発生している状況で、個人、自治会で対応が困難な状況も見受けられます。 薬剤散布の業務委託につきましては、有害生物の駆除を行っている鹿児島県ペストコントロール協会に問合せみましたところ、鹿児島市内には数社ございますが、大隅半島についてはヤスデ駆除に関して経験のある会員は現在いらっしゃらないというようなことでした。 県の担当部署であります廃棄物・リサイクル対策課にもヤスデ駆除に関する委託業者の情報はなく、ネズミ等の一般的な害虫駆除業者や建設業者等への個別相談になるとのことでした。 近隣の自治体につきましては、鹿屋市が必要な場合は造園事業者へ委託されているということも見受けられるようです。 そこで、令和6年度予算におきましては、道路等の公有地への薬剤散布については、シルバー人材センターへの作業の委託を計画しているところがございます。発生が確認された場合には、シルバー人材センター、自治会などと連携を図りながら、薬剤散布を実施していく予定でございます。以上です。
○7番 池田議員	7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	私もですね、どこの自治体におきましても業者に依頼したという事例は聞いておりません。専門家の意見や技術などを勉強するのは大事なことだと思っております。このままだと、大原から新田までとか花瀬のほうまで蔓延しないかととても心配しております。対策が急がれると考え、質問したところでございます。 それで物の移動なんです。プランターや植木鉢の中に卵があるかもしれ

	ませんので、よく人はきれいなツツジだなとか、何か草花を鉢とかプランターでもらって帰ったりしますので、特に大原校区から持ち帰ったりする移動は気をつけたほうがいいと思います。 行政からはですね、やっぱりチラシを配布して、今言ったようなそのプランターとか、鉢類とか例えば植木もそうですね。そういう発生しているところからの移動は卵があるかもしれませんので、しないようにという行政からの周知も必要と思います。 それから現場では養生テープですね、あれが滑りやすいので家の周りに横へ一周巻いておくというのも有効と聞いておるところでございます。やはり特に女性がですね、不快感を感じる嫌な害虫ですので早い駆除が求められますので、行政のほうでも努力してもらいたいと思います。これで私の質問を終わりたいと思います。
	(7 番 池田議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	ここでしばらく休憩いたします。5 分間休憩します。40 分から再開します。
	休憩 10 : 32 再開 10 : 39
○笹原議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、12 番落司君の発言を許します。12 番、落司君。
	(12 番 落司議員 質問者席へ登壇)
○12 番 落司議員	それでは、通告に従いまして質問いたします。認知症フレンドリーコミュニティ構築促進事業については、12 月議会においても同僚議員により一般質問がなされております。 認知症になっても安心して暮らせる錦江町を目指して普及啓発、認知症カフェ、まちづくりの 3 つの柱で取り組んできているとのことでありました。 また、施政方針の中でも引き続き町民の有志の皆さんや事業者等と連携しながら内容の充実を図っていくと謳ってあるところ です。 認知症カフェ「ゆうゆうカフェ」については、毎週 1 回のペースで開催されており毎回 14 名程度の方に声かけをし、平均で 6 名程度の参加がある。活動については自己選択、自己決定していただく方式で開催しており、これまで小学生との共同作業や先日、新聞への掲載もありましたが、スーパーでの野菜の袋詰めなどに取り組んでおり、当事者の中でお互いを思いやる気持ちや仲間意識、人の役に立つ喜びや生きがい が醸成されてきているとのこと であります。 認知症カフェでの取組みが当事者が社会の参加活動等に関わるきっかけとなっており、期待が大きいのではないかと感じているところです。これまでも参加者を増やしていけないのかといった声もありまして、参加者の呼び

	かけを図っていくとのことでありましたが、実際には、送迎等を含め対応ができる人数は限られているとのことであります。そのような中で、今後どのように進めていく考えなのかお尋ねします。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	落司議員のご質問にお答えします。錦江町認知症カフェ、ゆうゆうカフェにつきましては、令和3年5月から地域包括支援センター直営により月1回開催で開始し、令和4年8月からは、町内のNPO法人に委託し、週1回開催しているところでございます。 開始から年数が経つに従い、参加者数も徐々に増えてきており、令和3年度には1回当たり5.5人、延べ66人であった参加者数が、本年度の1月末時点では1回あたり6.7人、延べ269人となっております。今後は、各サロン等での本町独自の認知症フレンドリーパートナー養成講座の開催になお一層力を入れ、ゆうゆうカフェをはじめとする本町の取組等を普及啓発し、カフェ参加者数の増加を図るとともに、町民の有志の皆さんや事業所等と連携しながら、当事者の意欲や生きがいの向上を目指し、事業所でのボランティア作業など、社会参加活動に力を入れていくこととしておるところでございます。 現在カフェ参加者のうち、送迎が必要な方は14人であり、10人乗りの車を本庁から1台、支所から1台ずつ運行している状況でございます。現在のところ、2台で問題なく運行はできておりますが、今後、参加者数が増えた場合につきましては、町社会福祉協議会の所有する車を活用し、送迎の台数を増やすなど、対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。
	(新田町長 降壇)
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	今後も普及啓発を図っていきながら、認知症カフェを利用する方を増やすためには送迎台数等を増やして対応されていくということでありました。増やしていただきたい一方で、やはり運営的な部分を考えたときに、受入れられる人数っていうのは、やはり限られてくるのかなと思います。 当然のことながら当事者間のコミュニティというのも当事者同士ですねそういった関係性も構築されてきつつありますので、そういった中で、例えば今、平均で6名から7名っていう方々が参加している中で、これがどんどん、どんどん増えていったことにより、当初参加させていただいた方が、

	なかなか参加が難しくなってきたということにも繋がりがねないって思ったときに、やはりその運営の部分っていうのは慎重に進めていく必要もあるのかなと思うところです。増やしてほしいと言いつつも、そういったところにも現状があるのかなと。 運営側に対しても、やはり認知症の方がこうしていただきたいっていうのをなかなか行動として、1人の方が動かれるとやはりその部分にどなたかが対応しないといけない状況となると、あとの方を何人で対応するかということも出てきますし、皆さんが同じ行動をとってくださるわけではないということを考えてときに運営側のスタッフといいますか、そういった協力していただける方々っていうのを掘り起こしていくことも大事なかなと思ったときに、現在認知症フレンドリー事業所というのも何事業所があるかなというふうに思うんですが、そういった方々がカフェに携わっていただくというところまでは話はされていないのか。そういった対応がなされているのか、お伺いいたします。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	副町長に答弁させます。
○有村 副町長	はい。
○笹原議長	副町長。
○有村 副町長	ただいまご質問いただきました、まず当事者同士のコミュニティといいますか、その仲間づくりということでもありますけど、そちらにつきましてはですね、さっき落司議員のほうからもありましたけど自己選択、自己決定で大体2つから3つのメニューの中から、その日にすることを選んでいただくことにしております。ですから、例えばスーパーでの活動に参加する人たちはスーパーの活動へという形で、そのカフェの中でのさらなる仲間づくりというのも進んでおりますので、それぞれごとに行動していますからあまり今のところは問題はないというふうに思っております。 それと運営側のスタッフの話でありますけど、現在ですね、NPOの職員が3人、それとNPOが雇用された有償ボランティアの方が2人、それと地域包括支援センターも1人付きますので、大体6人から7人で運営をしているところですが、来年度につきましてはですね、今後の参加人数の増加とか、社会参加活動に力を入れていくということで内容充実を図っていくことにしておりますので、その辺りを踏まえてですね、役場のOBの保健師2人をたがやすさんのほうでまた増やすというような計画もございます。そうした形でスタッフの充実を図っていくということにしています。

	さらにフレンドリー事業所の話でありますけど、現在 7 か所ですね、一応登録をしていただいております、おっしゃるようにその中の 1 か所につきましてはですね、このカフェのボランティア参加もやりますと。ボランティアへの協力をやりますということで登録をいただいておりますので、今後そうした取組をですね、フレンドリー事業所の中でも広めていくように現在の登録事業所の取組みの P R 等に努めていきたいと思っております。以上です。
○12 番 落司議員	議長。
○笹原議長	12 番、落司君。
○12 番 落司議員	スタッフ等の増員の対応については、新年度以降は充実が図られつつあるということでありましたが、一方で、であればおよそ 600 人近くの認知症の方がいらっしゃると言われていた中で、例えばどのぐらいまでをそういった対応ができるようなキャパまで持っていくのか。その辺をどういうふうに捉えて進めていくのか、お尋ねします。
○有村 副町長	はい。
○笹原議長	有村副町長。
○有村 副町長	先ほど落司議員の質問の中にもありましたけど現在、いわゆる登録者といえますか、参加する可能性がある方が、その後また増えまして現在 16 人の方に毎回お声かけをしているところでございます。 ただ 16 人の方にですね、お声かけはしてるんですが、令和 5 年度の 1 回あたりの最大参加人数、平均では先ほど申し上げたように 6.7 人なんですが、最大参加人数は 10 人です。10 人参加していただいたことが 3 回これまでにあります。 認知症の方ですので、その日の体調とか、あるいは 16 人の方の中にはですね、もちろん毎回参加される方がおられる一方で、たまにしか参加していただけない方もおられます。そういうことなので、登録人数は 16 なんですけど実際の最大人数は 10 人ということになります。 ただですね、何人まで対応できるかということですけど、1 つの目安としてですね、介護保険事業所の中で認知症対応型通所介護サービスの人員配置基準というのがあります。それでいくと職種いろいろあるんですが、生活相談員が何人とか、介護従事者のほうは細かく決められているんですけど、スタッフの人数としてはですね、利用者 12 人以下の場合は、スタッフが 4 人付きなさいというのが人員基準になっております。ゆうゆうカフェは、いわゆる介護報酬をもらってサービス提供を行っている介護事業所ではないの

	で、この基準に従う必要はないわけでございますけど、1つの目安としてですね、スタッフの人数をこの基準に当てはめると、スタッフが4人いる場合は、参加者数 12 人以下、それと現在 6 人いるというふうに申し上げましたけど 6 人の場合は、参加者数 18 人以下というふうに基準がなっております。 来年、役場 OB が参加するというふうに申し上げましたけど、もし 8 人になればですね、参加者数は 24 人までは対応できるというふうに基準上はなっておりますので、現状から見てですね、今年の最大人数 1 回あたり 10 人ということですので、当面はこの 6 人で行って 18 人までは対応できる。さらに増える場合は、役場の保健師、OB、2 人を加えてですね最大 8 人で対応していただくと 24 人までは対応できるということに基準上もなりますので、まずはその辺りが目安かなというふうに思っているところです。以上です。
○12 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司君。
○12 番 落司議員	今後もそういったカフェ運営に対して、充実を図っていく中で、次のほうに入らせていただきますけれども、先ほど副町長の答弁にもありましたように認知症の方が必ずしもそのタイミングで参加ができるとも限らない。居場所をつくることも必要だと思ったときに、やはりですね、1つの拠点で担う、対応をするというのはなかなか厳しいのではないかと考えます。 あと先ほども申しましたけれども、グループ分けをして、そういった当事者の方がですね、いろんな自分たちがしたいことをその日そのときに選択されて、何となくこうグループができていて、その中でコミュニティがもう構築されているという状況。まだキャパ的にも大丈夫だというお話ではあったとは思いますが、一方でやはり新しい方が入って来られるっていうことになじむまで、時間がかかるのではないかなというふうにも感じているというところです。 やはり、新たな拠点が必要になるというふうに考えております。当事者にとっても居場所となる場が複数ある。また、移動手段がですねやはり先ほど送迎ということが出てきましたけれども、なかなかですねそういった送迎の対応も資源的に限界がいつか来るのではないかなというふうに思ったときに、やはり移動手段が限られている中で、そういった場が身近にあるということが、安心につながってくると考えます。 サロンといった地域のコミュニティはですね、その方々がこれまでなれ親しんだものであり、良好な関係性が構築されている可能性が高く、十分に拠

	点になりうると考えられます。そこでサロンといったそういった既存のコミュニティとの連携をどのように図っていく考えなのかお尋ねします。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	落司議員のご質問にお答えします。現在、地域の高齢者の方々が自由に参加することができ、地域住民が運営するサロンは町内に 43 団体ございます。そして 610 名の方々が活動されていらっしゃいます。先ほども答弁いたしましたが、今後は認知症になっても安心して暮らせる錦江町を目指して、サロン等でのパートナー養成講座の開催になお一層力を入れ、認知症への備えや認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症や認知症の人に関する正しい知識、理解の普及啓発を進めていくことが必要であると考えております。 また、講座の開催とともに健康相談等もあわせて行い、認知症の早期発見、早期対応にも努めてまいりたいと考えております。現在、地域のサロンの活動に参加しておられる認知症の方が、15 か所のサロンに 23 人、このうちゆうゆうカフェと地域のサロン活動の両方に参加しておられる方が、3 か所のサロンに 3 人いらっしゃり、認知症の症状により、サロンで対応に困ったことなどがあればその都度、地域包括支援センターにご相談や情報提供をいただき、一緒に対処策を検討するなど連携を図っているところでございます。 今後は、講座開催の際にゆうゆうカフェへの見学、参加等と呼びかけるとともに、既に認知症の方が一緒に活動されているサロンの取組事例等をご紹介することで、カフェとサロンの連携強化や地域のサロンへの認知症の方のなお一層の参加促進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。
○12 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司君。
○12 番 落司議員	ただいま答弁にありましたサロンとの連携を今後とも図っていった普及啓発ということに力を入れながらされていくと。あと現在でもそういった認知症の方がサロンを活用してコミュニケーションを図りながら、地域で生活をしていらっしゃるということで答弁いただきました。 もう本当に私が思っているところでありまして、地域で安心して暮らすためには、やはり身近なところでそういう居場所があるということが大事なことでないかなというふうに思っております。ちなみに在宅福祉アドバイザーも各自治会にいらっしゃるのかなと思ったときに、そういった方々はこういう取組みにどのように携わっていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	落司議員のご質問にお答えします。在宅福祉アドバイザーにつきましては、それぞれの自治会によって若干の温度差があるというのは、否めないというのは正直なことでございます。 ただし、今後もですね在宅福祉アドバイザーの方々のお力もお借りしながら、まずは社会参加であったりとか、見守りであったりとか、できるところを少しずつ拡充していくということが大事なことはないかなというふうに思っております。 先ほど落司議員からもご指摘ございましたように、通常のサロンというものでなくですね、今現在、ご存じのように半下石でありますとか、大原でありますとか、これは下駄履きヘルパー制度として、有償ボランティア制度を活用した見守りだったり、声かけだったりそういったものがスタートしておるところです。 それから、報道等でもございましたように神川大滝の大滝サロンもですね、下駄履きヘルパー制度に取り組んでみたいというようなご意向もいただいているところですので、多様な受皿として、そして在宅福祉アドバイザーの方々もできる範囲、活動できる部分をそれぞれの自治会とご相談しながら、全て型にはめるとなりますと、なかなか担い手が少なくなるということが1番私どもとしては懸念される場所ですので、できる分野をそれぞれ探しながらお互いに協議しながら進めてまいりたいというふうに考えているところですので。以上です。
○12 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司君。
○12 番 落司議員	ただいま答弁にもありましたけれども、やはりちょっと枠というか型にはめてしまうと、やっぱり関わるということに抵抗感を持たれる方もいらっしゃると思いますので、そういったところは柔軟な対応ができるようにしていただきたいと思う反面、何かいろんなことが、Aさんという方がいらっしゃって、そこに関わる方がいろんな形で例えばそういう在宅福祉アドバイザーでもあり、さらにまたサロンの中でも関わりがある、民生委員の方も関わりがある、いろんな形でその方にいろんな方向性から関わりがあるときに、やはり横の繋がりっていうのが大事なかなと思ったりもするんですけども、そういった横の繋がり、連携っていうのは取れるようなちゃんと仕組みになっているのかなとか、そういうコミュニケーションがとれるような状況にあるのかなというところを感じているところですので。

	下駄履きヘルパー制度、なんとか制度、なんとか事業という枠組みの中でいろんなことを活動している中では、どうしても線が引かれてしまうような、だけども携わっている方はほぼ一緒となったときに、何かそこをグラデーション的に取組みやすいような形に進めていっていただかないと、結局何がどこに向かっているのかが携わっている方が分からなくなってくる部分もあるのではないかなと思ったときに、その辺を指導される行政側がしっかりとそういったところをですね、導いていただくというか、そういったところをしていただかないと、見えてこない部分があるとやはり携わっている方は不安になったり、何かこれで何かためになる、皆さんやっぱり引受けていらっしゃる方はやっぱり誰かのために役に立つっていう形で引受けてくださっていると思いますので、そういった中でやはりそういった導くっていう形をとっていただかないことには、結局いろいろあっても、なかなかその繋がりがってというのが、横が繋がらないことで、なかなかうまく動いていかない部分も出てくるのかなと思うので、そのあたりはちゃんと連携が取れるような、取りやすいような形というか枠組みにしていだきたいなというふうに思いますけれども、今どのようにそういったところに関しては取り組んでいらっしゃるのか、お尋ねします。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	落司議員のご質問にお答えします。今おっしゃっていただいたように組織というのは、いろいろとございますが、私たちが全てにおいて1番大事に思っているのは、認知症の方々であったりとか、高齢者の方々がどういうふうに社会とつながっていくのか。ここが1番大事なところでございますので、集まっていただく方々の状況によっては、どちらかというといデサービスのなところもあるかもしれません。それから、支援をしていただく方々もそれぞれの地域の状況に応じて、多様に変わっていく必要があるのかなと思っております。それを全体的に取りまとめて、横串を差すのが包括支援センターであると私は思っておりますので、包括支援センターを軸にしながら、進めてまいればと思っております。補足がございましたら担当課長に答弁させます。
○笹貫介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	今、町長が申し上げましたように、やはりうちが管轄している包括支援センターが重要な役割を担っていると感じております。現在もサロンを通じて、うちの包括センターにもいろいろな相談、連絡等があります。そこで、

	情報連携とりながら今後も進めていきたいと考えております。以上です。
○12 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司君。
○12 番 落司議員	今、包括支援センターが全体を把握しながら今後も進めていっていただけるというところの中で今の「あっ！to HOME」のほうでも「Our Project」としていろんな取組も進められているかなと思います。そういったところは今後はどういった形でサロンとかそういったいろいろな方々と関わりを持っていくのか。もしそういった方向性がもう見えているのであればお聞かせいただきたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	「あっ！to HOME」の今後の方向性、展開につきましては、介護福祉課長に答弁させます。
○笹貫介護 福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫介護 福祉課長	今ありました、「あっ！to HOME」の推進会議ですが、5 年度につきましては今、落司議員が言われたように6 の団体で活動いたしております。それぞれの活動していただいている会員の方々に目標を持っていただいて進めております。実際、事業として実施できているところもあれば、今後3 月末に向けて活動を完了するところもあります。引き続き6 年度も活動していきたいと。今後につきましてはまた、推進会議を通しまして、来年度に向けては、今後参加してくださっている、登録してくださってる方々の意見もお聞きしながら進めていきたいと考えております。以上です。
○12 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司君。
○12 番 落司議員	「あっ！to HOME」のほうもたくさんの方が参加してくださっているという印象です。そういった中で、やはり携わってくれていただいている方がいろいろちょっと見えない部分もあって、途中でなかなか参加が難しくなるという方もいらっしゃるというのも事実です。 令和5 年度でいろいろこうチームを分けて進めていただいているところでもありますけれども、やはり根っこの部分はつながっている部分なのかなと思ったときに、まずそのチームとして動く部分も必要なかなと思う反面、皆さん本業があって、その合間の時間を活用して参加していただいていると

	いうのを考えたときに、なかなかそれぞれのチームでそれだけのことを進めていくのは本当難しい部分もあるのかなというのが率直な感想です。 なのでやはりそういったグループ分けというのも目的をより明確にするために必要なのかなと思いますけれども、まず今の段階では1つのことをクリアする、やってみるという形に進めることのほうが、やはりグループ分けしてありますと、1人の方が担う部分が大きくなっていくのかなというふうに感じております。 皆さんで取り組むのであれば、当然主になる方は何人かいらっしゃるかと回らない部分であるかなとは思いますが、自分の空いた時間でできる範囲をとっていうところでの関わりがスムーズになるのかなというふうに思いますので、そういったところも踏まえて検討をしていただくことが可能なかどうか、お尋ねします。
○有村 副町長	はい。
○新田町長	有村副町長。
○有村 副町長	先ほど介護福祉課長のほうからありましたようにですね、今6つのチームに分かれてやっていたいていいますけど、先ほどもありましたように、もう既に実際の活動がスタートしているところもあれば、なかなか検討段階から先に進んでいないところもあります。 この6つの推進チームの取組はですね、そもそも認知症カフェの皆さんの声をスタート地点にしているわけでございますけど、もうかれこれ初めて1年以上経ちますから、おっしゃるようになかなか活動が進まないところはですね、初期の目的が少しぼんやりとしてきているところもあるかもしれません。ですから、令和6年度につきましてはですね、まずは実際に活動をスタートさせているチームにおっしゃったように総員で参加するというか、支援をするというか、そういう形でとにかく1つでも2つでもまず動かすことが大切だと思っておりますので、そういう形で進めるということと、これまでは役場の立ち位置はですね、基本的にはもう6つのチームのそれぞれの考え方に基本的にはお任せするという住民主体でということをやってきたんですが、もう少し役場の関わりを深めていきたいというふうに思っております。 そうすることで少しでも現在6つのチームですけど、場合によってはこれが5つになることがあるかもしれませんし半分になることがあるかもしれません。その辺りは少し役場としても、介入といいますか、一緒に考える時間を増やしていったって、さらに具体的にですね前に進むように進めていきたいと思っております。以上です。

○12 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司君。
○12 番 落司議員	私も研修のほうは行かせていただきましたけれども町田のほうでやる取組みはやはり事業所が主体となってやってる部分で、そこが根本的にうちとは違うのかなと思ったときに、やはり軸となるところは行政がやっぱり旗振りをしていただかないことには、住民の方々も皆さん協力的ですごく自主的に動いてはくださっているものの、やはりその部分を切り離すとなると、正直活動として難しい部分も出てくるのかなと思いますので、今後はそういったところを努めてしていただけるっていうことでしたので、やはりそういった進め方をですね、関わった方が楽しいと感じていただいて長く関わり続けてくださるような運営っていうか、進め方をやはりしていただかないことには、せっかく携わってくれたのに離れていかれるっていうのはもう本当にもったいないといえますか、せっかくそういった気持ちを持っていたにいてのに当然それだけが関わり方の 1 つとは限りませんけれども、こういった形で町として取組んでいることに積極的に携わってくださったってその気持ちはやっぱり大事にしたいなと思いますので、やはりそういった方々が長く携わることができるような形の進め方をしていただきたいと思います。 あと進め方という点で、先ほどゆうゆうカフェのこともありましたけれども、今後はですねサロンという場は、ふれあい、居場所として。ゆうゆうカフェはですねやはり今後考えられる有償ボランティアとかそういった活動をコーディネート、サポートするという形で住み分けをするように進めていくことが必要なのかなと、先ほど答弁にもあったとは思いますが、そういった形で、ある程度の役割分担も必要になってくるのかなというふうに感じております。そういった形に進めていくという考え方があるかどうか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。
○有村 副町長	はい。
○笹原議長	有村副町長。
○有村 副町長	ご質問ありがとうございます。我々のゆうゆうカフェもですね、理念としていることは、認知症があってもやりたいことにチャレンジし、社会や当事者同士でつながっていける場所、仕組みをつくるということでスタートさせて今も取り組んでいるところでございます。 やりたいことにチャレンジというのは自己選択、自己決定をいつもしていただいている。それを大切にしているということ。それと、いわゆる当事者

	同士でつながるという点ではですね、毎回のカフェでメンバーさん全員で自己紹介したり振り返りをしたり、あるいは畑作業とか小学校での共同作業も一緒にやっております。それとメンバーさん全員でのお出かけとかですね、レクリエーション等もやっているということになります。 それともう1つは社会とつながるという取組みでは、笑顔・にこにこ調査隊という大根占小の子どもたちと一緒にですね、町内の5か所の小売店に行き、認知症の方とか高齢者の方がもっと使いやすくする店舗にするにはどうすればいいかというのを小学生と当事者の方が一緒に考えて、その小売店に提言をするというような取組をやりましたし、これまでもふる里館での野菜販売等もやらしていただいております。 それに加えて先ほど落司議員のほうからもありました地元スーパーでの有償ボランティアに結びつけばいいなと思う取組みを現在始めたところでございます。 一方このサロンのほうはですね、我々のこのゆうゆうカフェの中でいうと、さっきまさに質問にありましたように、当事者同士でつながるというところを担当といいますか、役割として持っていていただいているところだと思います。そういう住み分けはですね当然、おっしゃるとおりあるというのが1つ、その方向で進めていきたいということが1つとですね。 あとゆうゆうカフェのメンバーさんで、地域のサロンにも参加しておられる方、3名の方のいわゆる日常生活自立度を見るとですね、ランク1とランク2のA。ランク2は、ランク2A、ランク2Bがあるんですけど、ランク2のAは家の外でいろいろ認知症の症状が出る方をランク2A、簡単に言うたですね。ランク2Bは、家の中にいてもやはり認知症の症状が出る方ということで、ランク2Bのほうが症状としては重いんですけど、ゆうゆうカフェにも参加して、サロンにも参加しておられる3名の方々はお1人がランク1、それとお2名がランク2のAということで、2の中でも軽い方というふうに聞いております。 ゆうゆうカフェの登録者、現在16名いると先ほど申し上げましたが、その中の半数にあたる方がですね、ランク2のBということで、家の中でもやはり認知症の症状が出ておられる方ということで、どちらかというとゆうゆうカフェに来ておられる方たちは、より重症な方、少し症状が進んだ方ということがございます。ですから、機能面でも当事者同士で繋がるという機能はサロンで持っていていただく。あとゆうゆうカフェは当事者同士で繋がる、社会と繋がるその2つを持つ。あとその対象とする方の面では、より症状の重い方をゆうゆうカフェのほうで見る。そのために専門的なスキルを持った保健師とか、地域包括支援センターも直接関わっているわけでございますの
--	---

	で、そうした2つのその住み分けといいますか、それを基本に取り組んでいけたらというふうに思っているところです。以上です。
○12 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司君。
○12 番 落司議員	詳細に説明いただきましてありがとうございます。今後、やはりですね移動とかそういったことが自立されている方は、当然今のような状況で、少しカバーができるのかなと思う反面、ちょっとそこの部分が厳しい方も在宅で生活していらっしゃるかなというふうに感じております。といった場合にそういった、ちょっとした歩行とかですね、移動に手助けが必要な方に関して今後そういった受皿的な部分をつくっていく考えがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。 多分ゆうゆうカフェに参加されている方って、歩行ができる方だと思うんですね。だけど歩行が不安定であったり、ちょっと車椅子を時折は利用しないといけないという状況の方も当然いらっしゃると思います。在宅の方で。そういった方々も対応ができるようなそういった受皿を今後つくっていく考えがあるのかどうか。お聞かせいただきたいと思います。
○有村 副町長	はい。
○笹原議長	有村副町長。
○有村 副町長	現在ゆうゆうカフェに参加しておられる方は結構お1人で歩かれる方が多いんですけど、以前は途中で車椅子を必要とされる方もおられました。ですから、その辺りはですね、いわゆる要介護度があまり高くなり過ぎると、なかなか対応も難しいと思うんですけど、時々その車椅子を使われる方とか、座ることが必要な方についてはこれまでも受入れてというか、参加していただいておりますので、今後もそこはゆうゆうカフェのほうで対応していきたいというふうに思っております。以上です。
○12 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司君。
○12 番 落司議員	いろいろ質問させていただきましたけれども、やはり認知症の方が認知症になっても暮らしやすい、安心して暮らせるまちっていうのは、多分恐らくほかの方もすごく暮らしやすい町ではないかなというふうに感じております。今後もですねしっかりとそういった取組みを進めていただきたいと思います。これで質問を終わらせていただきます。
	(12 番 落司議員 質問者席から降壇)

○笹原議長	ここでしばらく休憩いたします。
	休憩 11:18 再開 11:25
○笹原議長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に、5番浪瀬君の発言を許します。 5番、浪瀬君。
	(5番 浪瀬議員 質問者席へ登壇)
○5番 浪瀬議員	お疲れさまでございます。通告をいたしておりましたので、通告に従って、質問をさせていただきます。 まず最初に町営住宅についてでございます。U・I・Jターナー者やローカルベンチャー事業、起業家、地域おこし協力隊、山村留学親子など多面にわたり募集を行っておりますが、受入れ時の住宅の確保はどのようになっているのか。 また、小学校の再編統合が行われる校区においては、人口減少を心配して、町営住宅を望む声があるが、町長はどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。U・I・Jターナー者やローカルベンチャー事業、起業家、地域おこし協力隊員、山村留学生親子などの住宅確保につきましては、それぞれの主管課で対応をさせております。 例えば、政策企画課では地域おこし協力隊の受入れの際は、集合住宅を希望される方には、肝属郡医師会立病院所有のマンションを。また、一軒家を希望される方には、空き家バンクを紹介しているところです。また、最初からシェアハウスへの入居を希望される方もいらっしゃいます。 教育課では、親子山村留学の受入れの際は、対象ご家族が町営住宅を希望されたことから、建設課と協議し、空いている住宅を紹介した結果、決定となったところでございます。 このように町では、それぞれの主管課で定住移住者の方が住宅を探している場合には、親切丁寧に要望を聞きながら、その方々の生活スタイルに合った住宅を一緒になって探しているところでございます。また、議員のご指摘の小学校の再編統合が行われる校区におきましては、人口減少を心配し、町営住宅を望む声があるとのことでございますが、町としましては、まちづくり懇談会等で複数の地区から町営住宅建設のご要望をいただいておりますが、町が進めております空き家の利活用や既存の町営住宅への申込み、民間の借家等の活用、さらには土木事務所跡地に予定しております子

	育て支援住宅への入居を検討していただきたいと思っております。以上でございます。
	(新田町長 降壇)
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	この前の予算委員会においてですね、建設課の話の中では公営住宅、町営住宅合わせて 334 戸あるということでありました。334 戸ある中でですね、入居率って言えばいいんですかね、ほぼ 100%ぐらいという話を伺ったつもりであります。 そういう中で、いろいろと私なりに本当に入りたいところに入れるのかという思いはあります。今回質問したのは私も住宅を見つけたんですけど、個人住宅を借りようかと思ったんですが、それはなかなかあるものじゃないですよ。それで、どんなふうだろうかという思いで今日質問をしたんですけどもまずは、人を寄せるにはですね、空いていても住宅がありますよと。いつでも来てくださいという体制じゃないとなかなかかと思えます。今、町長が言われたように今度、錦江町 M I R A I サポート協同組合で 4 人来ていただいて、いろいろ農業に関しても、商業に関しても良くなっていかないと期待をしているんですが、これもやはり近隣の市町村でもこういう制度をとっていかれるというような話を聞いて、そうするといいところ、いい条件のところがですね、住まいもいいところが先になっていくのかなと思うところであります。 それと前もですね、町長に住宅の件では質問をした経緯があるんですけども、そのときも空き家バンクを活用してということで回答をいただいております。そういう中で、空き家バンクもお聞きをしたら今年度で 8 年目ということでですね、売買をしてもいいよっていうのが 34 件あって 17 件成立をしたと。それで賃貸の方が 28 件あって 26 件ということで、お聞きして。62 件ですね、結構借りる人、買う人がいると思ってるんですけども、主管課に行くとなかなか今度は物件不足だと。なかなか、そういうのが貸してくれる、売ってくれるっていうのが少ないような話を聞いたものですから、今後もう少し住宅を造られて人を呼ぶんだったら住まいからと思いますので、その辺はどうかなと思っているところです。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。まず、多様な住環境を求めて移住者の方々は来られます。先ほど特定地域づくり事業協同組合のお話もされました

	けれども、その中では、例えば地域の空気感をまずはなじむことから先なので、シェアハウスを希望される方がいらっしゃったりとか、それから空き家を希望される方がいらっしゃったりとか、それぞれ様々な状況でございます。 私どもが1番考えていけないといけないのは、移住者の方々、その方々がどういった意向でいらっしゃるのかというのを先ほども答弁でいたしましたように考えていけないのかなと思っております。 今度、山村留学で来られる方もですね、まずはシェアハウスからスタートしてみようかというようなご意向もあられるようでございますので、担当課としてはそこらあたりは丁寧に対応しているところであろうかと思えます。 おっしゃるように、空き家を活用して私どもも進めていきたいというふうに思っておりますが、確かに物件不足であるというのは正直なところでございます。なかなか私どものところに賃貸であったりとかっていう部分のご紹介というか、登録が来ないというところが実態のところでございます。 したがいまして、今後はもう少し空き家の拾い上げというものをもう少し強化していきたいなというふうに思ってます。といいますのが、私どもとしては、民間空き家を借り上げてリフォームをして、それを町営住宅化するというのも1つの研究材料にはしておりますので、安心して私どものほうにお貸しいただいて、私どものほうがリフォームしていくということも1つの手かなと。 これまでは、所有者さんが第一義的な責任者でありますので、所有者さんが空き家リフォームをされるとか、住宅リフォームをされるとかっていう形での賃貸につなげていこうという動きをしてきましたけれども、少々それはもう限界に来たかなというふうに思っておりますので、先般も空き家対策協議会等を開催いたしましたところ、不動産事業者の方もご参加いただいて、不動産事業者の方々でもなかなか空き家が流通しないねというご意見もいただいておりますので、その部分についてはもうしばらく物件不足の部分はどういうふうな対応が1番理想なのかというのを今年1年しっかりとまた整理した上でですね、また空き家対策協議会等もご協議いただきながら対応していきたいと。 それから、既存の住宅の入居率ですけれども、現在、住宅はあっても将来的にはもう老朽化が激しいために入居者が退去されましたら解体していくという物を政策空き家として管理しておりますけれども、そういったものを除いた上で、公営住宅と町営住宅の入居を平均しますと94.9%、非常に入居率が高い状況もございますので、新たに物件をつくる分については、現在今政策のほうで準備を進めておる子育て支援住宅で対応しつつも、しっかりと
--	---

	地域の資源である空き家をですね、どういうふうに活用できるのかというのをさらに制度を見直しをした上で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	言われることは分かります。公営住宅の場合は低所得者向けで、昭和 32 年かな、古いのが。32 年か 34 年が何棟もありますよね。今の時代地震とかいろんな風水害かれこれで今、町長が言われるように解体していかなければいけないということも出てきましたけれどもその人たちがそこを出て町営住宅に今度は住むとなると多額の金額、低所得者にしてはですね。これで今まで解体されて、移ってもらうという意向であったんですが、その辺、町内には住まずに町外に行かれたという方もいらっしゃると思いますか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	事例については今手持ちに控えておりませんが、例えば、低所得者向けの公営住宅を解体し、移転していただく場合は移転経費等を私どもが持ち、そして家賃についてもですね、何年間かは差額を補填をしているというような実態もございました。 ただ、町外に行かれたりとか、入居先が変わったというのはちょっと私のほうでは情報を持っておりませんので、補足がございましたら建設課長から答弁させます。
○宮園 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○宮園 建設課長	浪瀬議員の質問にお答えいたします。今ありました、公営住宅から町営住宅につまましての移動ですが、ここについてはですね、公営住宅から公営住宅ということで移転をされた方が昨年は 2、3 件あったというふうに記憶しております。その方についてはですね、その解体予定の場所だったということと、周りが空き家になっていることで、いろんな環境が悪いということもありまして町のほうも移られませんかということですね、2、3 件のそういう移動がありました。それから公営住宅から町外へ入居されたという事例はここ数年ありません。以上です。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。

○5 番 浪瀬議員	住宅についてはですねいろいろ承知しました。私も質問にあたって大原校区、池田校区ですね、知り合いのところかれこれ回らせてもらったんですが、やはり大原にしては小学校の上の町営住宅も取壊しをして今、鳥獣被害の罨がしてある状態で、あそこも減ったと。それで来年4月には、もちろん教頭住宅、校長住宅も空き家にはなるんだろうけど、どうしても学校がなくなれば田代校区とか、大根占のほうに行くと。現在、大原の方も川原に家をつくっていらっしやいますし、池田の方も若い人が池田に作ろうかって言ったら、お前が年を取るころになれば誰もいなくなるぞと言われたと。それで、池田の方は吾平のほうに家を建設されたという話を聞いております。 そういう中でやはりですね、田代の大原も池田も良いところであります。自然豊かで子どもたちがそばに学校はないですけども、そういう子育て環境には良いところでありますし、縦貫道ができればですね、なお一層、鹿屋までも早くなるし、そういう面で大原の人たちは住宅つくってもらって人口を増やすことに期待をしております。やっぱり今の状況では、お店屋さんもう成り立たなくなると。それと今、簡易郵便局もですね、聞きに行ったんですけど、やっぱりもう人口減少を止められなければ成り立ってこないという状況。店がなくなったりですね、金融機関がなくなったりすると、もう本当大変な状況になるから1人でも多くですね、大原に住もうかという人と思うならばやっぱり住宅をと。町長がまだ町長になられる前に大原で大原の将来を考える会とかがあってそのときも申入れをしたんだけどっていう話もありました。 今、町長が言われるように子育て住宅を造られるんですけども、それはもうそれで良いことです。空き地を利用してされることなので、少しでも住宅が増えることにはもう賛同しますけれども、やはり学校が統合される大原、池田、宿利原のですね、人を呼び込んで、自分たちのところの子どもたち、人を減らさない政策のためにはやはり住宅も必要かと思います。 長々となりますけれども、やはり空き家を活用した空き家バンクのほうも今、言ったところは上場ですので、やっぱり古民家と言われるようなところは好んで来る人もいるかもしれませんが、やっぱり寒いというのは暖房費もいる、子育ての中では隙間風が来て、どうのこうのっていうのもあるので、それを好んで来るっていう人にはもう最適だと思うんですが、そうじゃないと言う人にはそれなりの配慮をしていただければと思います。 さっき言いました、小学校上の2棟を潰して、今鉄鋼スラグできれいにしています。そこにはもう住宅をつくる考えはないのか。聞いてきてくれということでしたので町長の考えを聞かせてください。
○新田町長	議長。

○笹原議長	新田町長。
○新田町長	大原のことかなというふうに思っておりますが、今大原の方々については、先月でしたか、さつま町のきららの学校という校舎跡を活用したですね、ちょっとした事業を展開されてらっしゃるところに見学に行ってくださいました。 これは下駄履きヘルパーの制度だったり、子ども食堂だったりいろんなことを大原の方々が考えていただいているので、それではまずはその学校が廃校になったところを見ていただくということでうちの社協が県社協共同ですね、うちの政策も含めて行っていただいたところですよ。 私どもとしましては、住宅を当然整備することに対して全面的に否定はすることでも全くございません。ただ、その地域をどういうふうに運営していきたいかというところの、やっぱりそのところをしっかりと大事にしながら、その中で住宅としてやっぱり必要だよねという話になるのであればですね、それは整備しないわけではございませんので、ただし、やはり先ほどおっしゃったように、簡易郵便局も厳しくなってくる、お店屋さんも厳しくなってくるであるならばなおさら、校舎の跡をどういうふうに活用していくとか、そことしっかりと合わせながら考えて、住環境についてもぜひ必要なんだというようなお話が出てくるのであれば、全く建設しないというわけではございませんので、その点をご理解いただければというふうに思います。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	分かりました。もうすぐ4月になれば学校の職員の異動もあって、毎年家探しにPTA側も奮闘しているようなことがありまして現在、いろいろ規約もありますけれども、教職員住宅が本当に先生たちが錦江町の校区内に住みたいというところに实际的に空いてるんでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。教職員住宅というのは町営の住宅という認識ですので、現在、教職員住宅として整備しておりますのは、役場下にあります。集合の6戸建て、それから神川の旧教職員住宅でありますけど、一部町営住宅になったりとかしております。それから、池田、宿利原にございます。その他の部分についての教職員住宅の関係が、現在、田代地区も含めてどのような空き状況なのかというのは、今現在私、情報を持ち合わせておりませんので、建設課長が補足答弁があればお願いいたします。
○宮園	はい。

建設課長	
○笹原議長	建設課長。
○宮園 建設課長	それでは、質問にお答えいたします。現在ですね、それぞれの校長先生、教頭先生、その方につきましては従来どおり確保しております。それから池田地区に教職員の住宅があるわけですが、そこについても今一戸は確保されております。ただですね、なかなか教頭先生、校長先生以外の方がこちらに住まれないという状況もありまして、教育委員会からまた異動内示等があるからですね、またこちらのほうに情報をいただきながら、各学校と調整をしたいと。もし、教職員の方が家探しを町営住宅をされておりましたら、そのような手続きをとりたいと思っております。 それから、民間の住宅についてもですね、ちょっと地図を広げますと、民間の住宅も 12 棟程ありますので、いろんな形でですね、手助けをしていきたいというふうに考えているところです。以上です。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	その年度によってですね、錦江町内に校区内に住みたいという先生もおられる年があればもう鹿屋から駆けてくるという先生もおられるかもしれませんが。そっちのほうが多いのかなと思うんですが。何件か私も家探しをお手伝いした経緯もありますし、ある小学校の先生は家がないということで鹿屋から駆けて来られて芝山さんが空いたらすぐ子ども連れで来られたという経緯もありますので、またその辺は教育委員会と連携をとって協力体制をつくっていただければありがたいと思っております。 最後に、定住促進住宅が何棟かあるんですが、定住促進住宅の条例では、複式学級または、今後予想される校区において若者の定住を目的として、賃貸するための住宅を造るということになっております。 来年令和 7 年 4 月より小学校再編統合により複式学級はですね、回避されるのではないかなと思うところがございます。現在、定住促進住宅の入居者の方は家賃については高校まで子ども 1 人に 5 千円、減額をされていると思うんですが、この条例でいくともうできなくなるのかなという思いがあって、こういうふうになればなお一層その地域から流出をされるという方が出てくるかもしれませんので、やっぱりこの減額というのは、今入っている子どもさんが出るまでは、今までどおりという考え方でよろしいですか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	今、浪瀬議員がおっしゃる部分については町営住宅条例の中にございます、定住促進住宅の定義の中で複式学級または、今後予想される校区において若者の定住を目的に建設し、賃貸するための住宅。ここに対して、私どものほうで入居時点での子どもさんの扶養状況を見ながら家賃を支援しているということですよ。 基本的な考え方ですけれども、入居時点でいらっしゃる現在も子どもさんがいらっしゃるのであれば、それは不利益を遡及することはあり得ませんので、私の町営住宅の管理上と考えますと、入居時点でその子どもさんがいらっしゃる現在もその方々が18歳未満で、ちょっとすいません、18歳未満かどうかはちょっとその詳細はあれですけれども、学校に通っていらっしゃる、その方々を扶養していらっしゃるという状況であれば、それはそのまま踏襲されるべきものだというふうに考えております。以上です。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	ありがとうございます。そのようにしていただければありがたいかなと思っております。次にいきたいと思います。 2番目に出しておりました旧田代高校跡地についてでございます。旧田代高校木造校舎については、前回も質問をした経緯がありましたが、現時点ではそのままの状態で庭木が生い茂っている状態であります。今後ですね、維持管理をどう考えておられるのか伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。旧田代高校跡地については、平成5年3月から株式会社鹿児島コスモスと貸付契約をしておりましたが、令和2年12月に工場閉鎖のため契約を終了しているところでございます。 貸付契約期間中は、建物は縫製工場として校庭は駐車場として利用がされていたことから建物、敷地については、契約者にて除草作業等の管理がなされていたところでございます。 現在、旧校庭敷地の一部は太陽光発電施設用地として、民間に貸付契約をし、管理されておりますが、それ以外の敷地については、年1回シルバー人材センターに除草作業を委託し、管理しているところです。 樹木に関しましては、ご質問のとおり、建物周辺の広範囲に生い茂る状況でありますことから、伐採等を行い、敷地内の環境整備に努めてまいりたいと考えております。ただし、現段階では当初予算に計上していないことからですね、今後状況が非常に悪いということでございますので、補正予算等で

	の対応をさせていただければと思います。以上です。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	校舎については、もう老朽化しておりまして、中見てトイレ等なんかも使えるような状況ではないしですね、それにもう外観はですね昔の感じで良いんですけども、中はもうちょっと使用には適さないのかなと思っておりますのでゆくゆくは解体の方向をされるのか、検討していただきたいと思います。 しかし樹木については生い茂りましてあまりにも卒業生や地域の方々がどうにかならないのかという気持ちですので、またそういうふうに予算を組んでいただいて、伐採していただいて、すっきりさせていただければ、当分おいても見る目があるかなと思うんですが。 なので町長、通告には入れておりませんでしたけれども、大原中学校の体育館周辺とかそれから校舎前のもちろんグラウンドはですね、きれいに地域の人たちがしてくださってるし、それで池田もですね、校庭はきれいに払ってくれてあるんですが、あそこの玄関のところのサテツ、ああいうのが生い茂ったりしてるものですから、私が言うことじゃないですけど、また見に行かれて地域の方々と話をさせていただいて、切ってくださいとか、取り除いてくださいというような要望があればですね、またその辺も考えていただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。
	(5 番 浪瀬議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	ここで休憩に入ります。午後は 1 時から開会いたします。
	休憩 11 : 59 再開 13 : 00
○笹原議長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に、8 番川越君の発言を許します。 8 番、川越君。
	(8 番 川越議員 質問者席へ登壇)
○8 番 川越議員	お疲れさまです。エネルギーを蓄えたところで、質問をいたします。高齢者対策の一環として、本町の在宅高齢者緊急通報システム事業についてお伺いをいたします。 ひとり暮らしの虚弱高齢者等に対し緊急通報装置を貸与して、家庭内においてひとり暮らしの高齢者が急病災害時に迅速かつ適正な対応を図ることにより、安心して生活ができるように高齢者の生活を見守る事業であるというふうに私は理解をいたします。

	本町の本事業は、アルソックさんと委託契約をしており6年度も大体 80 万ぐらいの予算が組んでございました。またこれは、利用に関しては申請制度であり、その申請書の中には主治医や協力員 2 名を記載する方式となっております。 また機器についても箱型の本体のほかに、首から下げる緊急時に押せるようなペンダントの子機があるというふうに聞いております。そこで現在の利用状況、対象者等の状況についてお伺いいたします。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	それでは川越議員のご質問にお答えいたします。本町が実施しております在宅高齢者等の緊急通報システム事業につきましては、議員ご質問のとおり、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に急病や災害時等の緊急事態が発生した場合や日常の相談や安否確認を行うために設置しており、利用される高齢者自身の安心、離れて暮らす家族の安心が得られる事業となっております。 現在、アルソック安心ケアサポート株式会社と委託契約をしまして、事業を実施しているところでございます。対象の状況につきましては、令和 6 年 3 月現在、大根占地区で 2 名の方が利用されており毎月 1 回、委託しております事業所のお伺い電話により安否確認等を行っているところでございます。以上です。
	(新田町長 降壇)
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	現在の利用状況については 2 名の方、1 人は 70 代の方もう 1 人はちょっと目が不自由な方というふうに聞いております。こういった非常に高齢者の安心安全を確認ができるような事業があるのになぜ 2 名の利用者しかないのかなということも不思議に思うところでございます。 私の近くでも、最近 85 歳のちょっと足の不自由な方ですが、家の中では歩行にはそんなに支障はないわけですが、杖をつきながらひとり暮らしの高齢者でございます。ベッドから落ちてしまって、それから約 2 時間ぐらいの間で私が一応電話をしたときに出入りませんでしたので、今日は病院の受診かなと思いその人のお友達のところに行って、実はこうしてきたんだけど出られないわよって言ったら、私の友達が非常に心配をしまして、また電話をしてくれました。本人が曰く、起きた途端に足の力がなくてベッドから落ち

	たと。だけでもそのどうもできなかったというわけですね。私の電話には出られなかったけど、2回目の電話にはどうにかして出ないと自分が危ないと思って、這いつくばって電話に出ましたというようなそういう状況も聞きました。こういったシステムがあるにもかかわらずにやはり、そのシステムをご存じない方が非常にたくさんいらっしゃるのではないかなというのが今回の私の質問でございます。 通報システムについては、箱型の本体があって、ペンダント式で自分が救急のときに押せるというような非常に便利なシステムなので、緊急時にしっかりと意識がある人については、そのボタンを押せるわけでありまして、それが救急体制であったりあるいは申請をした2人の近所に協力者という方が2名おりますので、その方のほうに通報が行くと。速やかにそういう対応ができるというようなシステムであろうというふうに考えます。なぜ、今こういった高齢化の中で家の中で杖をついたり、大変不自由な生活をしていらっしゃる方たちが、なぜこのシステムをお使いにならないのかというのが疑問です。私が1番身近に体験をしましたことを取り出して申し上げましたが、次の質問に入るんですが、こういった状況の中でならこの事業をどういうふうに住民に周知をさせていくのかということを質問したいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	川越議員のご質問にお答えします。在宅高齢者等の緊急通報システム事業の制度の周知方法につきましては、現在、民生委員や介護事業所に事業説明を行い、周知を図ってまいっておりますが、利用者の方が少なく、町民の方々への周知が不足しているという認識でおります。 今後につきましては、令和6年度に作成いたします高齢者福祉サービス一覧表を各世帯へ配布するとともに、こうした支援を最も必要としている町民の方の周囲におります、民生委員をはじめ、ケアマネジャーや在宅福祉アドバイザー等のご協力を頂きながら、また広報紙やホームページなども活用して、周知を図ってまいりたいと考えております。また、令和5年度から高齢者見守り電球サービス事業の実証実験を始めております、町の社会福祉協議会とも連携しながら、ひとり暮らしの高齢者の見守りを進めてまいりたいと考えております。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	地域においては民生委員とか福祉アドバイザーとかいうような形の中でももちろん頑張ってもらわなくちゃならないと思っているんですが、健康診断

	等の折もやはりそういった結果というのは虚弱体質っていうような言葉が出てきておりますので、この方がこういうシステムを使われたほうが安心であるよというようなことは、健康診断の折もやはりその分かってくるのではないかというふうに思っております。 地域の中でももちろん民生委員の方とかアドバイザーとか、例えばそのヘルパーさんとかケアマネジャーとかいうような形ももちろんそうですが、やっぱり病院の先生方ですね、ご協力も仰いでいかなければならないというふうに考えます。というのは、この申請書の中にドクターの名前も記入するようになっております。1番その人の状態を分かっているのは、かかりつけの先生であつたりというようなことでございますので、その辺ともですね密に連携をしていただいて、地域のことは民生委員、ヘルパー、福祉アドバイザーという方たちは非常に多くのものを担わなければならないので、今回のこういう件については、直接その患者を見ていただけるドクターであつたり、ヘルパーさんであつたりとか、いろんな施設がございますので、そういうところとの連帯をしていただければいいのではないかなと思うんですね。支援の1、2ぐらいの方がデイサービスに行かれたりされますので、そういう状況については各施設の方でもですね、把握をしていらっしゃるだろうというふうに私は考えます。せっかくこういった予算をかけてですね、便利などいいですか、緊急性に対応できるようなシステムがありますので、ぜひこれはおっしゃるように6年度の計画の中に入れていただいて、高齢者が本当に安全に暮らせるような、そういった施策の中に取り組んで頂きたいと思います。 それとちょっと関連しますが、先般同僚議員からも指摘があったシルバーホンについても、令和3年度以来、使用者ゼロというような形で進んできているようでございます。シルバーホンについてはもちろん安全確認もありますけど、いろんな心配事とかそういうものも相談ができるような形でなっておりますので、あわせてシルバーホンなりそれからこの通報システムの両方をぜひ、利用ができるような形でですね、お願いをしたいと思います。 それともう1点は、この条例については、旧田代町のほうから引き継いで、現在に至っている条例でございます。こうして中を見ていくと、ひとり暮らしの虚弱高齢者という言葉があつたり、おおむね65歳以上のひとり暮らしとか、非常にあやふやな表現があるようでございますが、この辺については、語彙の修正なりというようなことはなされる気持ちはありませんでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	川越議員のご質問にお答えします。まず明確にどういう方々が対象になるかっていうところが現状ですね、利用者の皆様方にご迷惑かけている状況であればですね、そこは適宜修正してまいりたいというふうに思います。 ただ、先ほど来申し上げているようにシルバーホンも現在使用がございませんけれども、このあんしんホンもですし、先ほど答弁いたしましたように、社協の見守り電球も含めてですね、その方々にどれが1番合うのかということも含めて、私どもも今実証している最中ですので、そういったいろんなツールを使いながら、高齢者の見守りというのは進めていかないといいませんし、内容等が不明確である部分がございましたらですね、そこは適宜修正してまいりたいと考えております。以上です。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	是非使い勝手のいいような、誤解のないような、そういった表現を求めたいと思っております。それから、今情報機器が非常に進んでいるわけですが、例えばベッドから落ちた途端にセンサー等が察知してくれて繋げるような方法というのは今後考えられないものでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	川越議員のご質問にお答えします。議員がおっしゃる部分については、現在介護施設であったりとか、それから病院等で転倒防止用のセンサーマットっていうのがあると。そういったものも活用する気はないかということですが、あとは導入のかかる経費とかですね、そういったものをもう少し詳細に調べてみませんと誤作動を発生したときに当然それは、第2次、第3次の通報体制に連絡が行くようになりますので、そういったところの環境も整理した上で、もしそういったものが、1番ひとり暮らしの高齢者の方々の見守りとしてよろしいのであればそれですけども、やはり病院等に私もちょうとお伺いしてみましたけれども、頻繁にそれが作動してしまうというような状況もあればですね、ちょっと全般的に見守りというところだけでは、解決しづらいところもあるのかなというふうに思っておりますので、今後、調査の対象にはしてまいりたいというふうに思っております。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	この条例の中に2条の1項ですが、その他町長が特に必要があると認めたものというふうなところあるんですが、これ拡大解釈して、例えば高齢者で

	なくても自宅で虚弱体質の若い方といいますか、そういう方に対してはいかがでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	川越議員のご質問にお答えします。この2号の部分ですが、当然、体の不自由な方々っていうのはいらっしゃるわけでありまして、この高齢者安心の電話の関係ではなくてですね、別にそういった方がいらっしゃるのであれば、もっと別な方法も考えられるのではないかなと。私どもが社協に今実証実験をさせております、ハローライトにつきましても、やはり虚弱ではあるけれども、1番日常で電気に作動する部分に通信ができるようなライトが付けてありまして、それが半日電灯がなかった場合は、すぐこちらからプッシュで連絡をしていくと。それからうちの社協のほうから出向いていくというような体制をとっておりますので、高齢者というくくりではなくて、そういう生活困難者と呼ばれる方々については、また別に考える必要があろうかなとは思っております。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	ぜひこの事業については、皆さんに周知方をしていただき、必要に応じてやっぱり使っていただけると、そうしたことがやっぱり高齢者の安心安全につながっていくものだろうというふうに思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。
	(8番 川越議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	それでは休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、1番久保君の発言を許します。1番、久保君。
○1番 久保議員	はい、1番。
	(1番 久保議員 質問者席へ登壇)
○1番 久保議員	お疲れさまでございます。昨日、中学校の卒業式に出席させていただきました。生徒の皆様の晴れやかな門出、心よりお祝いを申し上げるとともに、皆様方の本当に清々しく今後の希望に満ちあふれた表情に非常に頼もしくそしてまた、本当に未来への希望を感じたところでございます。そのような彼らの顔を思い返してみますと20年前、私も卒業した日々を思い出します。 あれから20年経ちました。私もいつかこの生まれ育ったふるさとのために役に立ちたいと思い、いろいろ学ばせていただき、東京でいろいろな仕事も経験をさせていただきました。彼らが20年経った頃、2,044年を迎えて

	おります。彼らが羽ばたき活躍し、そしてこの地域、ふるさとを守りたいとそういうふうに関心をもち、帰ってきていただきたい。少なくとも先に生きる私どもはそう考える、また私自身もそのような気持ちから、今この仕事をさせていただいている、そのような所存でございます。 これから未来を担う彼らが将来のためにまた今後、希望満ちあふれるこの未来をつくっていくために私は、本日、彼らの 20 年後、30 年後、今、こういう選挙権がない。また、将来この地域に生まれ、そして育ち、羽ばたいていっていただく、そういった子どもたちの未来のために代わり質問させていただきます。 通告しておりました、医師会立病院再整備事業に関してでございます。本事業に関しましては、私のみならず様々な先輩議員からのご意見もあったかというふうを考えております。 私個人としても、ここ 1 年以上にわたり、本事業に関していろいろ質疑を重ねてまいりました。直近の 12 月議会でございますが、当方が可能性を指摘したとおり、総事業費は当初の 58.7 億円ではなく、総事業費 80 億を超える、全体総額約 82 億円あまりでございますが、そのような規模になった次第でございます。その際、私ども議会への報告は、先月 2 月 5 日の全員協議会において初めて行われ、今回の事業で 1 番重要な南大隅町、そして私ども錦江町、その事業負担費に関して、南大隅町との調整・協議が十分に整っていないような状況で本町のみが、まず当初予算という形で債務負担行為という形でございますが、3 月議会に上程されるというふうな経緯をたどっております。 この一連の経緯、こういった形でまずこの事業費が超えて、この 2 月 5 日の発表になったのか。また、後ほど述べますが、本来両町で全員協議会を開催するというふうな段取りがなぜ変更されて、私どもだけがこの 3 月議会にこの当予算が上程されることになったのか。一連の経緯に関して改めて詳細な説明を求めたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。まず、病院再整備関連の当初予算案の提案までの経緯についてですが、12 月 22 日に医師会立病院及び両町で意見交換を実施し、病院整備に係る事業費として、76 億 7 千万円あまりが示されましたが、削減、圧縮が必要とのことで、見直しを行うことといたしました。 1 月 26 日に両町で意見交換を実施し、見直し後の事業費として、現在の

	74 億 5,700 万円が提示され、両町としてこの事業費を病院整備に必要なものとして確認をいたしました。 その後、私のほうから南大隅町長に対し、本町が9億円あまり多く負担することについてご提案をいたしたところでございます。 2月1日に肝属郡医師会会長、副会長、事務局長同席のもと医師会に対し、私から両町として74億5,700万円が事業費の上限額であると提示し、意見交換を行ったところです。 2月5日、午前中に本町議会、午後から南大隅町議会でそれぞれ全員協議会を開催していただき、事業費並びに負担割合について説明させていただいたところです。 2月13日から24日にかけて、まちづくり懇談会を10地区で開催し、住民の方々に実施設計の概要、建設事業費や負担割合について説明をしたところでございます。 2月14日に本町議会からの要請による全員協議会が開催され、両町負担割合等について、多くのご意見をいただいたところでございます。そのご意見を踏まえ、2月15日に私のほうから南大隅町長に対し、負担割合の見直しをお願いいたしました。 2月19日に南大隅町議会の全員協議会が開催され、南大隅町長から負担割合の見直しについて説明をされたところ、両町長の間で負担割合の協議を行うこと並びに本町議会での理解が得られれば、負担割合を見直すことについて了承が得られたとのことでした。 その結果を受け、同日、私と南大隅町長との間で具体的な負担区分の協議を行ったところです。加えて、肝属郡医師会の理事会が同日夜に開催され、74億5,700万円を事業費の上限額として、病院整備を行うことが確認されました。 2月22日に本町議会の全員協議会を開催していただき、負担割合の見直しについてご説明し、了承いただいたことから、同日、その旨南大隅町長にお伝えしたところです。 2月26日に南大隅町議会の全員協議会が開催され、負担割合の見直しが正式に了承され、これを受けて、2月28日付けで両町間で事業費負担についての確認書を取り交わしたところでございます。 以上が、病院再整備の当初予算案に係る経緯でございますが、両町の負担割合に係る協議の在り方について拙速な部分があり、混乱を招いてしまった点につきましては、深くお詫び申し上げたいと思います。 町としましては、議会、町民の皆さんに丁寧に説明をし、理解をいただきながら、早急な病院整備に向けて取組を進めてまいりたいと考えておるとこ
--	--

	ろでございます。以上です。
	(新田町長 降壇)
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	昨年の 11 月の段階から既にこの上限が、総額は相当上振れるという情報があったかというふうに認識しております。私どものほうでも示された資料で 12 月の段階でこの 76 億あまりの事業費ということで、既にその段階で額が分かってたというふうに今のご説明でも理解したわけでございますが。 関連して 2 番目の質問に移りますが、私も関連のそういった事業をしていた関係でこういった事業は特に昨今のこのインフレ状況を鑑みますと事業費が必ず上ぶれるというふうに再三こういった一般質問を通じて申し述べさせていただいた経緯がございますが、その中でこの事業費に関しまして上限があるのではないかとこの質問も幾つか行わせていただきました。ただそのときは、具体的な当然金額をまだ積算中というふうな旨の答弁、そういった形で結局その上限が設けられるのか、設けないのかに関しましては具体的な答弁はいただけなかったというふうに理解しております。 それが今のご説明でもあったように今回、建設事業費の上限を 74 億 5,700 万円あまりと急遽設定しております。どのような経緯でこの上限が設定されたのか。今一度ご説明いただきたいと思います。 また一方で、私どもといたしましては既にいろいろな全協を通じた場、あるいはいろいろなご説明の場でこの 58.7 億円と基本設計に基づくこの金額は上限というふうな認識をしてきたわけですが、それが急遽、総事業費というところでは 80 億円とかなりの上振れが生じたというふうなことでございます。また同様に、この金額を上振れたというふうな現状がある中で、基金を 25 億円まで積むというふうな説明もいただいております。この基金に関しては後ほど先輩議員からのいろいろ一般質問があるかと思いますが、当方のほうではあまりここに関しては質問は重ねませんが、また基金に関してもこのような増額は見込まれるというところで、今回この設定されたこの上限、これは一体何の根拠に基づいてこのように急遽設定をなさったのか。 また同様に、この基金も上積みされるということでございますが、その財源と資金の内訳、そういったどのようにしてこういった資金を積み上げていられるのか。その根拠と併せてお示しいただきたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えいたします。まず、建設事業費の上限について

	ですが、基本設計時の事業費である 58 億 7 千万円につきましては、令和 5 年 4 月 26 日に開催いたしました両町議会合同全員協議会において、基本設計の概要とともに建設工事の資材価格等の高騰の状況についてもお説明を行い、事業費に関しては実施設計において、より詳細な建設費の積算を行い、医療機器等に係る費用とあわせて積算を進め、それらが出た段階で改めて説明を行い、ご協議いただくとご説明したところであり、この事業費のまま建設することはできないのではというご質疑に対しては、58.7 億円で収まらないものと考えていると回答したところでございます。 昨今の建設費等の状況を踏まえますと、事業費の高騰は避けられない状況であることもご理解いただいたと考えておるところです。 次に、肝属郡医師会立病院再整備基金の財源と根拠についてですが、基金積立の財源については、行財政改革による経費節減及び歳出予算の不用額、予算見込みを上回った税収、ふるさと納税や森林環境譲与税等を原資として積み増した基金からの繰入れ等により一般財源の内部留保分を原資として積み増すこととしております。 令和 5 年度末における基金残高を約 17 億円と見込んでおり、本体工事最終年度の令和 8 年度借入分の償還が令和 14 年度から始まるため、令和 6 年度から 13 年度の 8 年間で、留保財源を毎年 1 億円程度積み増すことにより、基金残高を 25 億円にすることとしております。 なお、基金充当の内訳につきましては、過疎債の町負担である 30%の 30 年間の償還分を約 17 億円、過疎債対象外経費分として 8 億円を見込んでいるところでございます。以上でございます。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	この 74.5 億円に関しましては恐らくこちらの行政側、事業主体側で設定した額ではなくこの設計額を見て決定されたのかなというふうに推測するところでございますが、結局この金額はなぜこの 74.5 億円になったのかに関してもう一度説明をお願いしたいのと、あと今回基金に関して結局、過疎債の当町負担分であるそういった自主的自己負担相当額として 17 億円、その他の要する事業、そういった適債性がない事業というふうな意味合いだと思いますが、8 億円というところで少し疑問が湧くところでございますが。なぜ、この 17 億円で当町の負担分がいいのであれば、この金額で設定すれば良いのではないかと考えるところでございますが、結局この一般財源の内部留保相当額を全てこの基金に積み増すと言ったように聞こえたんですけども、本来そういった一般財源の内部留保等はほかの当然基金とかにも充当す

	べきものも多々あるように感じるのですが、なぜこの金額まで積まれる必要があるのか、もう一度説明お願いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。まず、74 億 5,700 万円が上限額となった部分については年末に提示された中から医師会さんと協議し、経費縮減等を行った状況で設計会社から上がってきたものをそのまま採用するのではなくて、当初の 132 床という病床の中で最小限の経費として、病院側とやりとりをした中で、74 億 5,700 万という数字になったというふうに私は考えております。 それから基金の 25 億のうちの過疎債対象外経費として 8 億を見込んでいるということですが、過疎債については、毎年度、毎年度の単年度の申請になりまして、過疎の起債申請をして、そこで適債性を図られるものでございますので、私どもとしてはそれなりの留保分を保持しておきたい。そこで県を通じて、どのような展開になるかというところがやはり病院整備についてですね、そこで立ち止まることがないように毎年の申請の中でどういう判断がされるかということも見越した上で、留保として 8 億持っておきたいというところでございます。 それから、私どもが財政運営をしていく中で、留保分が出た場合には、ほかの特定目的の基金に積み立てるということもこれまでも実施しておりますが、現段階で財政需要の最も多い部分がこの肝属郡医師会立病院の再整備というところであろうという判断からですね、8 億、当然目標値として 25 億まで積立てておきたいというのが私の考えでございます。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	ちょっとよく理解できなかったんですけども、結局 74.5 億円に関しては、要は実施設計が出てきた額を参考にそこから削減した結果こうなったと。すなわち行政側から当てはめた、例えば両町のこういうふうな債務残高であるとか財政上のシミュレーションの要請からこの額を提示したのではなく、ある意味で出てきた額がたまたまこの金額だったから、それに基づいて協議を行い決定したというふうな経過に聞こえたんですが、それで間違いないのかということをもう 1 回確認したいのと、基金に関しては、ほかの先輩議員のご質問もあるかと思しますので一旦当方からの指摘は止めておきますが。 関連して 3 番目の質問に入ります。本事業に関しまして、当然両町の町民の皆さん我々議会も両町の事業費負担はもう原則的にこの 50% : 50%とい

	うふうな形で当然私どもも理解し、町民の皆さんも理解し、いろいろこの事業設計を進めてきたというふうに解釈をしているんですけども、それが先ほどのようなご説明ですと、いろいろ巨額の価格上昇があつていろいろその事業を検討し、1月の南大隅町様の協議の際に本町が9億ほどご説明いただいたように、開きが生じる形でご提案したと。本町が約42億円、南大隅町様が約33億円と。そのような形で説明をされたわけですが、私の理解してる限りこの金額に関してその間、全協なりそういった説明の場は開かれず、結局私ども南大隅町さんも含めて議会に諮ることもなく、南大隅町様にこの額を提示したというふうな認識でございますが、どのような経緯でこういった金額の提示をなされたのか、ご説明いただきたいと思います。 また、このような突如としたこの巨額の費用の差額が生じたわけですが、結局、議会に諮らずにこれはある意味行政のほうで進めたというふうな専決事項になるのかよく理解できないんですけども、結局、議会に諮らなかったということに関しては、どういうふうな解釈なのか。場合によってはこの議会軽視とも捉われかねないような行為だと思うんですが。そういった経緯に関してなぜ、当初本町が9億ほど負担をするというふうなご提案をされたのか。その経緯に関して詳しくお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。まず事業費負担についてですが、これまで事業費負担については、両町で2分の1ずつ負担をするとしていたところですが、物価高騰が主な要因とはいえ、事業費が大幅に増加したことを受けて、病院の立地自治体である本町としての応分の負担が必要ではないかと考え、病院が町内にあることにより、身近な場所での受診、入院ができる医療が確保でき、町民が生活していく上で大きな安心が得られることや一定の本町への経済効果も見込めるというメリットがあることも踏まえ、南大隅町長に提案をしたところでございます。 しかしながら、先ほども申し上げましたとおり協議の在り方については拙速な部分があり、議員の皆様方にも不快な思いをさせてしまった。また、混乱を招いてしまった点についてはお詫びを申し上げたいと思います。 今後このようなことがないようにより一層注意して取り組んでまいりたいと考えております。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番	立地自治体の応分の負担でありますとか、経済効果というところで経済効

久保議員	果に関しては、幾度かご説明いただいたんですけども、もしその立地自治体の応分の負担や経済効果というのがある意味本当に論点になるというなら、当初から 50 : 50 の負担じゃなくて例えば 60 : 40 というふうな議論があったのではと思うところです。率直に。 そもそも論として、この両町で必要な南隅の医療拠点、後ほどそれに関しても述べますけども、実際その利用に関しても、本町と南大隅町に関して見たら南大隅町様のほうが若干多いというふうな実績もあるわけであって、恐らくそういう経緯があって 50 : 50 になってらっしゃったんだろうなと理解してるとこなんですけども。それがなぜ今回その金額がこの上振れたからといって突如この立地自治体の応分の負担でありますとか、経済効果はいきなりこういった議論の壇上に上がってるのかちょっと理解できないところがあります。 それに関連して 9 億あまり負担が生じたというところなんですけど、この 9 億はなぜこのような額を決定されたのか。今一度ご説明をお願いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。おっしゃるとおり、両町 50% : 50% であるという認識であったというところではスタートの段階では変わりませんけれども、私どもがまず、経済効果として 7 億 5 千万円程度の経済効果がある部分と、やはり住民の安心安全の部分からしましたときに数字としてですね今回、両町の全員協議会で提示をいたしました 9 億あまりの差というようなことをご提案させていただいたところです。 これにつきましては、先ほど来申し上げたように経済効果と安心安全の部分というところではございますけれども、先ほども申し上げたように議会との調整、協議、そういったものがなかったことについてはお詫び申し上げます。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	答弁の中で謝罪もいただいているんですけど、謝罪は別に求めてはおりませんので、謝罪ではなくてご説明をいただきたいというところでございます。 本来、原則論としてこの 50 : 50 だったっていうところがなぜちょっと本町が結果的に今もそうなんですけども、本町のほうが現段階でも 3 億あまり 4 億近くの負担を南大隅町様と比べてしてるわけなんですけども、なぜこの

	立地自治体の応分の負担、またそういった経済効果、この議論がこの段階で生じたのかもう一度説明をお願いしたいと思います。 また、この立地自治体の応分の負担や経済効果に関しては、どういう経緯でそういった議論が始まったのか。あわせてお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。立地自治体の応分の負担といたしますのは、私どもとしまして、錦江町に病院が存在することによって、現在、医師会立病院さんが恒常的に当町から購入されてらっしゃる金額を最低でも年間 2,500 万円ございますので、30 年に置き換えたときに 7 億 5 千万というようなことになるなど。これまで 50 : 50 でやりましょうというもので進めてきたもののですね、やはり当然、南大隅町さんの住民の方々であったりとか、そこに病院がないことによるこの事業に対する負担感というようなものがあるのではないかなというふうに判断をしたところです。 私どもとしましては、この病院がここに存在することによって、住民の方々が安心していただけるということを考えながらですね、南大隅町さんにそれなりの私どもからの負担の提案というのをさせていただいたところでございます。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	おっしゃることはよく分かりますし、本町に立地してるから、相応の経済波及効果があるというのはもう私も理解してると思うんですけど、だったらなぜこの最初からそういった立地自治体が応分を負担するという協議はなされなかったのか。最初は 50 : 50 だったわけですね。ある意味で、結局、57.4 億円の上限が設定されたと同時に恐らくこの議論が始まったと私は認識しておりますし、ほかの議員の皆様も多分そう認識してると思うんですけど、応分の負担でありますとか経済効果が本当におっしゃるように考慮すべき事項なら、これは最初から協議しておくべきではないですか。なぜこの金額が、この上限が 74.5 億円に達した段階でこの議論が始まったのかということをもう一度ご説明いただきたいのと、あと経済効果のお話をなさるんですけど、これ本町のみが享受していい経済効果ではなくて、もちろんこの両町の事業なので、当然南大隅町様のほうに立地場所も近くなりますから、この経済効果は本来南大隅町様も享受すべきものであって、私どもだけが経済効果を享受するから応分の負担というのはいささか乱暴な議論な気がします。本当にこの両町でやる事業ならそういった経済波及効果も踏まえ

	て、厳密に両町で平等にそういった効果が行き渡るようにしっかりと協議すべきであって、それが立地自治体であるからというふうな論法のみで本町が応分を負担しなければならないというふうなもし論法が成り立つのなら、後ほど申し述べますが、今後万が一病院の経営が苦しくなって、何らかの重大な継続に支障が生じるようになった場合も金銭的なそういった負担が生じることによって同様の議論が繰り返されるおそれが今の段階では非常に高いと思います。 そのような関連から次の質問に入らせていただくんですけども、結局本事業は来年度から数えて3か年にわたる債務負担行為として予算に計上されておりますが、本来私の認識ですとこの債務負担行為というのは額が決定してからされるものというふうに認識しております。 3月4日段階の話であります、南大隅町の議会様との協議の場が結局私どものほうでは開くことができず、この両町のこの3か年にわたるこの事業費の内訳債務負担行為で先ほど単年度申請というふうな言葉あったんですけどそのとおりだと思います。仮にこの事業の工事が始まって、予備費のそういった申請が必要になったとき、今、両町でどういうふうにするのかというふうな詳細な詰めが結局その議会としてお互いできておりませんので、結局今後この建設を進めるとしたら、どういうふうなこの債務を両町で負担していくのかというふうなところのはっきりとした協議が生煮えというか、その協議が始まっていないような状況でございます。にも関わらず、まず本町のまず3月議会でこの債務負担行為事業に関して審議が開始されてるわけですが、結局この両町でまずこのしっかり足並みを揃えてやっていきたいと思いますというふうな結局合意が私ども議会としては、取れてないわけなんですよね。それはもちろん執行部、町長同士でいろいろその合意事項、協議事項あったかと思うんですが、私どもとしては結局この事業がどういうふうになるのかという全体像がまだつかめないところでございます。 そのような形で、もう審議も私ども始まってんですけど、このある意味で本町の審議を受けて、南大隅町さんのほうでまた何らかの形で恐らく議会を開かれると思うんですが、こういった進め方に関して正直いかがなものかと私だけじゃなくほかの議員も恐らく感じていらっしゃるというふうに考えております。 結局、南大隅町様はこの3月の当初議会にはこの予算に関しては上げておりませんでした。いろいろな事情があったというふうに推察しておりますし、直接聞き及んでもあります。結果的に本町のみが先行して審議し、ある意味でもう決議がとられようとしているような状況でございます。 それに関して先ほどの話に戻るんですが、結局両町でのこういうふうな経
--	---

	済効果、そういったいろいろなことは波及効果があると思うんですが、それを含めて、本来であるならこの事業費に関しても 50% : 50% こういった経済効果でありますとか、波及効果に関しても 50 : 50 になるような事業設計をするのが本筋ではないですか。このような形で本当にこの両町で進めていかなければならない事業なんです、なぜこういうふうな形で足並みが乱れている状況になってしまってるのか。どのような経緯でこうなったのか、ご説明をお願いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えいたします。令和 6 年度の当初予算における病院再整備に係る債務負担行為限度額について、本町の病院の本体工事費の約 50 億 7,500 万円と工事管理費の約 6,400 万円に係るものですが、この部分に関しましては、両町で負担割合が異なる部分ではなく、2 町の 2 分の 1 ずつ負担する部分でございまして、1 月 26 日に両町で事業費総額について確認が取れていることから、ご提案をさせていただきました。 なお、南大隅町さんが関係予算を当初予算に計上しない理由につきましては日程的に当初予算の編成に間に合わなかったためと聞いておりますので、4 月議会において補正予算として計上されるということを聞いているところでございます。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	おっしゃるように事業費は 50 : 50 というふうなことなんですけども、結局、この債務負担行為というのはもう本当皆さんもご承知のとおりだと思うんですけど、もうこれずっと継続事業になる訳であって、ある意味途中でもう当然中止はできないわけです。 それで今年度まず着手、肝属郡医師会立病院整備事業債というふうな名前での予算計上でございましたが、結局、予備費は今回この事業の中に充当しない形での今回上程だというふうに認識しておりますが、例えばこの予備費が必要になった場合は、当然その都度のまた補正予算が上がり、その都度臨時議会が開かれるというふうな説明をいただいているわけなんですけども、もう関連してこの医師会の今回のこの事業の名称に関して少し予算審査でも出たので述べさせていただくんですが、今回、起債の名称が肝属郡医師会立病院再整備事業債となっておりますが、予算審査で私のほうから質問させていただいたのですが、今回この医師会様が事業主体というふうな念頭でこの起債をされるんですが、そもそもこういった起債に関して個別事業者を名称

	に指定するのは、いかがなものなのかとまず率直に思うところでございますが、ここに関しては何らかそういうふうな運用上問題がないのか。 もし、名称のままでいくとしたら今回償還が 30 年というふうに設定をしておりますけれども、この 30 年以内にこの医師会様が万が一事業の継続を断念されたり、またその撤退されたりした場合の事業債の当然残高も含めた一括償還が求められるのではないかなというふうな懸念があるわけですが、そういった関連で本当にこの名称のままでいいのか。それとも変更が可能というふうに伺ったんですけれども、変更した上でこの事業を進めていくのか。もし、この名称が変更することができ、その形で進めるのであれば、今その事業の基本計画もそうなんですけれども、この医師会様が全て 30 年間するというふうな前提が崩れるので、関連して医師会の基金の話でありますとか覚書、いろいろなそういうふうな条例ないし、そういうふうな基金の関連の条例も含めた、いろいろ修正あるいは、書換えが必要となるのですが、そういったところを含めて、結局この事業を起債をするわけですが、その名称そしてこの事業の継続性そういった観点からどのような合意がされてるのかお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。まず起債の名称ですけれども、これは予算委員会の中でも久保議員のほうからご指摘いただいたところでございます。 肝属郡医師会立病院再整備事業債というようなところでなくても病院再整備事業債というところでも、特にそこは担当課と協議しながら進めていくことは可能かなというふうに回答したところでございます。当然これにつきましては、私どもがこの事業の主体になったところは、やはり医師会立病院さんからの移転建替に関する申出、それから公設民営に対する申出等に端を発して、この地域における医療介護の在り方、そういったものが 7 年あまり議論されてきた中で、公設民営というのは難しいけれども、イニシャルコスト、当初の経費は施設・設備そういったものは両町で負担しようということが両町で合意の上で進められているものでございますので、その点はご理解いただきたいというふうに思っております。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	関連して続きの 5 項目めの質問に入りますが、今回その建設事業費の上限を 74 億 5,700 万円あまりとされたというふうなことでございますが、こ

	れまでこの事業に関しては、この建設事業に係る総経費に関しては、両町が負担するというふうな話だったのですが、なぜ今回この上限を設定されて、この額が上振れた場合、医師会さんが負担するようというところで今いろいろ協議が進んでいるというようなご説明を受けたわけですけども、医師会様がそもそもこの建設費が負担できないからこの話が始まったというふうな理解をしてるんですが、それであればなぜその当初からこの事業の建設に関して医師会様が出せないとおっしゃってて、なぜこの上限を設定したらその出せるというふうに方向が変わったのか。率直に疑問に思うところがございます。どういった経緯でそうなったのかお尋ねしたいのと、昨今はですねこの 2024 年問題、建設業界のですね。いろいろな業界でこういった問題が指摘されてるわけなんですけども、こういった様々な要因によりですね建設費の上昇、そして 1 番懸念されるのがやはりこの工期の延長でございます。残業時間が上限が規制される関係で、ある意味でこの工期延長っていうのは、ほぼほぼ発生してしまうのかなと懸念してるところでございますが、そういったいろいろな要因により、医師会様が賄い切れないほどの建設費上昇、予算審査の中で結局医師会様が事業運営に充てることのできるキャッシュは約 3 億円程度というふうな金額を伺ったんですが、本当に医師会様が建設費が負担できないとおっしゃってたのにも関わらず、万が一金額が上昇した場合、医師会様が本当に負担できるのかどうかお伺いしたいのと、仮にその医師会様にご負担いただけない場合はもう両町で負担するしかないと思うのですが、どのように対処されるのか詳細な説明をお願いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。両町として補助の上限を 74 億 5,700 万円としたところであり、これ以上の財政的な支援は困難というふうに考えております。また、肝属郡医師会としても病院建設に対しての追加投資を行うだけの財政的な余裕はない状況であることから、必然的に事業費の上限としては 74 億 5,700 万円の範囲内において事業を実施することになるものと考えているところでございます。 なお、事業費については、今後も引き続き縮減に向けた検討を続けることとしており、南大隅町さん、医師会と連携しながら事業費の縮減に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。

○1 番 久保議員	74 億 5,700 万円あまりで全ての事業を納めるというふうな答弁だったかと思うんですが、率直に本当に収まるのかと。今ご質問してるのはもう当然これを本当に上限としたのであればそれに収めるようにもいろいろ努力をしていただかないといけないんですけども、例えば、この私どもの事業だけではなく、もう昨今のあらゆる事業において、この建設費の上振れというのはある意味常態化しておりますので、例えば今こうだからといって例えば3年目の工事が本当にこの予算額に収まるのか。そういったこと、ある意味全く確定できない状況でございまして、今回この当初の58.7億円からこの74.5億円に今回、大幅な金額が上昇したわけなんですけども、ある意味でこの74 億あるいは、総事業費 80 億となることを本当にこの例えば 58.7 億円の段階で想定していらっしゃったのか。もし、していらっしゃったのであれば、多分昨今のこのある意味、緊急対応的な対処はならなかったのかなと思うんですが。 今想定しておくべきは、このようなことがまた起こるかもしれないというふうな事前の準備であって、必ずこの 74.5 億円に収める。だからもし、これが上回った場合どうするのかということに対しまして、今お答えいただいた必ず収めますという回答であれば、じゃあ本当に3年目仮にこの建設事業費が3億上回った場合はどうするのか。その議論をまた同じような形で繰り返すことになるのではないのでしょうか。そういった観点から、本当にもう一度お伺いしますが、仮にこの建設事業費この上限を上回った場合はどのように対処されるのか。 またあわせて6項目めの質問なんですけども、今回の事業が検討されて、なぜこの規模になったかといういきさつは、この令和3年 11 月 4 日の全協にお示しいただいた資料だったと思うんですけども、結局、収支シミュレーションを何パターンかされて、そのうちこの 132 床が黒字が確保できるからというふうな1つ試算があったわけなんですけども、これは結局いつの段階でのシミュレーションなのかというのは率直に疑問に思うところです。というのも結局、今回の事業費 58.7 億円の設定も同じくこの基本計画の中であった金額かと思うんですけども、この基本計画というのはあくまで大まかな方針を決めるだけでございまして、こういったシミュレーションでありますとか金額っていうのはある意味で概算値でございまして。私もこのコンサルをしていたからよく分かるんですけども、それがやっぱり全てじゃないんですよ。これが結局いつの段階のシミュレーションなのか。結局今回、総事業費 80 億円を超えるようになった見積りはある意味でここ数か月で積算した金額だからこうなったわけでありまして、こういった昨今の様々な情勢をあてはめた場合、このシミュレーションを再度行った場合、本当に黒字が出る
----------------------	--

	のか非常に疑問に思うところでございます。 この令和３年１１月４日のシミュレーションでございますと、収益が１７億４,４００万円あまり、費用が１７億３,９００万円あまりと収支は僅か５００万しか出ておりません。本当に黒字が昨今の状況を勘定した場合、出続けることができるのか。万が一、昨今の情勢を当てはめて、これが赤字が出た場合、１３２床が唯一の黒字だったという当計画の根拠が崩れることにもつながりかねないというふうに考えておりますが、今後、本当にこの事業はしっかりと黒字を確保し、しっかりと経営ができていくのか。万が一この赤字が続いた場合、当然病院側としても非常にその経営状態が苦しくなるかというふうに考えるのですが、結局この１３２床にされた根拠、根拠もそうなのですが、万が一これに基づいてこの設計したこの病院が赤字が続いた場合、誰が責任をとられることになるのか。ご説明をお願いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	財政シミュレーションの件でございますが、肝属郡医師会立病院再整備基本計画の事業収支計画については、病院を再整備するにあたり、本事業の財源の柱である過疎対策事業債を償還する、３０年の間、おおむね安定した病院運営が可能であるかを試算したものでありまして、令和３年度に検討を行い、その当時の制度を前提に試算したものでございます。 この基本計画は、両町議会合同の全員協議会及び南隅地域のための医療介護の姿検討委員会の協議を経て、令和４年６月に策定され、これにより、これまで病院の再整備に向けて取り組んできたところでございますが、整備費用については、議員ご指摘のとおり、大きく増加したものの、それ以外の部分につきましては、大きな変化もないことから、現時点では見直す必要はないというふうに考えているところでございます。病院の経営責任につきましては、これまでもご説明してきたとおり、肝属郡医師会にあり、病院職員一丸となって、一層の経営改善に取り組んでいただく必要があると考えております。 しかしながら、これまでのように医師会にお任せすることではなく、新病院の開院を機にですね、本町及び南大隅町さんも参画の上で設置する運営委員会において、病院の運営状況等を検証し、安定的な運営ができるようにしたいと考えているところでございます。 なお、肝属郡医師会立病院では、新病院開院に向け、医療系経営コンサルタントからの助言等に基づき、既に経営改善に取り組んでいるところでもあり、健全な病院経営に向けた取組みが進められているというふうに認識しております。以上でございます。

○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	おっしゃるように経営改善をされてしっかり黒字が出る。もうそれであればもう何も懸念はないわけであります。 関連して7番目に入りますが、今回の計画でございますが、当初から指摘しておりますように結局この事業継続に関しての見通しというところで、幾つか決定的な事項が欠けているというところ、何回か指摘させていただいております。まず第1段目がこの医師会様が30年しっかり事業継続なさるのか。これに関しても1度しっかりとお答えいただきたいんですけども、予算審査の段階でこの30年間事業が継続できるということの確約をいただけてないというふうな話を伺っております。もしそれが事実とするならば、万が一医師会様が事業を断念された場合はほかの事業者様へのしっかりとした引継ぎ、あるいはそういった事業者様をしっかりと確保するというふうな手段をとらなければなりません、先ほど申し上げたようにこの今の病院の起債の目的が医師会立整備事業債といった名称を変更して病院整備事業債という形にされるのであれば、先ほど申し上げたように、例えば覚書も基本計画もそうなんです、この病院経営に関しては、医師会様が30年担うのではなくて、万が一の事態があったときはほかのそういった医療法人様にその事業を継続してもらおうというふうな形での事業計画の修正が必須かというふうに考えます。 そうでなければ、その医師会様が30年間必ず事業を継続しないといけないということがこの起債の段階で確約されていない以上、この一括償還の責任は誰があるのかというふうな責任問題に発展する可能性があるからです。 したがって、ここの7番目の質問と併せて申し述べますが、次に重要なこの大規模修繕費用、これがまずこの基本計画の中ではその算定が困難なため織り込んでいないというふうな旨の記載があるんですけど、本来これ1番織り込まなければなりません。この大規模修繕費用がまず織り込んでいないという点と、またこれまでの議論の中の先輩議員からのお言葉ご指摘におきまして、先ほど申し上げたようにこの30年何が起こるか分かりません。万が一今の医師会様が撤退した場合、考えたくはないのですが。またあるいはこの30年後、事業が終了した場合この病院の取扱いをどうするのかということがこの計画の中に明記されておられません。当然、この物件としての引渡しは医師会様が引受けて、医師会様の資産となるわけでございますから、そういった解体費用が織り込まれていない、あるいは事業が終了した場合どうするのかという観点が抜けていることから、こういった本来その事業の積

	立てもしなければなりません。本来であれば。ただそれが全く今回、記載がされておりません。仮にこういった大規模修繕でありますとか、その解体費用そして医師会様のこの 30 年事業継続の確約、あるいはその事業継続はちょっと難しい場合は、後継事業者様へどのようにそういうふうな事業を譲渡という形になるのか、またどういう形になるか分かりませんが、そういったことがない。すなわちその 30 年間どのように事業を運営し、この事業終了するのかと一貫したその計画が今この計画の中に織り込まれてない状態でございます。 したがって、建てたはいいがその後はどうなるのかというところに関しましては、非常に不備があると指摘せざるを得ないと思います。本当にこの今の計画のままでこの事業が 30 年間、しっかりと運営し、成功するというふうにそういった見通しをしっかりと持っていらっしゃるのかどうか。根拠とあわせてお尋ねしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。まず、本事業は錦江町、南大隅町の将来にとって大変重要な事業であることから、多額の財政支援を行うものでございます。そのため失敗することがあってはならないというふうに考えております。 なお、基本計画の事業収支計画において、建物の大規模修繕費用は時期、規模等の想定が困難なため議員ご指摘のとおり試算していないところですが、医師会病院において、建物の改修や医療機器の更新に向けて計画的に蓄えることにより大規模改修等についても、医師会単独で負担できるようにすると聞いているところでございます。 また、今回の事業収支計画にですね、解体費用等が含まれていないがということでございますけれども、私どもが財源として活用する過疎債の償還期間はもとより、償還終了後においても引き続きこの地域における病院医療から介護医療院への変更はあろうかと推測されますが、その必要性はあるものと考えておりますので、同様の用途で私どもの過疎の償還 30 年後も使用していくものというふうに考えているところでございます。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	おっしゃるように原則論としては、例えば大規模修繕でありましたら、当然医師会立様のほうが積立てますし、病院に関しましてもその 30 年の償還後も当然利用して地域のそういった医療介護担っていただく。もうおっしゃ

	とおりなんです、果たしてそれができるのかどうかというところに関して率直な疑念とか見通し、そこに対して非常に懸念を持ってるところでございます。 結局、今回おっしゃるようにこの失敗はできない事業でございますから、何が何でも成功しなければなりません。ただ一方で、私が申し述べてきたように前例なき事業でございます。 したがって、この成功する、しないというのは、率直に言って現段階では多分分らないと思います。本当にこの 30 年間、まず医師会様が継続できるのか。もしその継続が難しい場合は、先ほどから申し述べているようにほかのそういった医療法人さんへのそういった事業の譲渡ないし転換、そういったことが必要になると思います。 それが今のこの覚書や基本計画の中にはそれが盛り込まれていない関係上、今のこの事業計画のまま進んでしまいますと、万が一この事業を断念した場合、例えばこの過疎債の当然一括償還も含めてその後の事業の継続も含めてどうするのかというところが、今本当に全く議論されてない状態でございます。本来逆に申し述べますと、こういった 30 年にわたるしっかりとしたその事業の健全性あるいはそういった担保そういったものを確保した後、こういった予算措置をするべきであって、今のこのある意味でスケジュールありきでやった面は正直否めないのではないのでしょうか。当然建設のいつまでに着手をしないといけない、この過疎債に関してもいろいろな関係者の皆様からご尽力いただいた手前、この段階でしなければならないということが当然あったかと思うんですが、それ以上に本当にこの事業が継続できる形なのか、この地域にとってこの医療介護の姿はこの形しかないのか。そういったことをもう少し正直議論する余地はあったのではないかと考えているようなところであり、町民の皆様や関係者さん方もそのような声をたくさんいただいてるところでございます。 今回、この事業に関しては、今もうこういう計画が進んでいる以上、ある意味でもう計画を変えることは不可能なのだというところは私ども正直、理解をしてるところでございます。しかしながら、本当にこの地域にとってどのような医療介護の姿また医療介護のみならず、本当にこれから生まれてくる子どもたち、またこの地域ですっと活躍をしていかれるそういった若い方々、本当にこの事業が 20 年後、30 年後そういった方々の本当にためになるのか。そういった観点から、この事業に関してはやはり様々な角度から見直しというのがその段階なんかには必要ではないかと率直に感じてるところでございます。 そのようなことから、今回の最後の 8 番目の項目でございますが、もう当
--	--

	然、事業の責任者は医師会様というところははっきりしてるわけでございますが、一方でこれだけの財政支援をしました。もうする形になっております。正直両町にもかなりの責任があると思います。万が一この事業は失敗したり、考えたくありませんが、建設が長引いたり、あるいは何らかのそういうふうなトラブルが生じた場合は、建設があるいは一時中断でありますとか、当然その期間が延びたりする可能性も当然ゼロではございません。あらゆるリスクを想定し、そういったリスクが最小化するように熟議を重ねた上で検討していかなければならないというふうに考えておりますが、この事業を推進するにあたり、最終的な責任者は誰になるのか。 また、主にこの金額というところになるかと思いますが、当然この事業を進めていくにあたり、いろいろな形での財政的な支援が必ず必要になってくるというふうに考えます。覚書の件に関してはほかの先輩議員からのご質問があるかと思いますが、その中には、当然この事業、今の場合事業主体が医師会様ということでございますが、事業継続が困難な場合には支援をすると明記しております。その支援というのは、財政支援ということになるだろうと推察いたしますが、そういった観点から、本事業の責任者は誰なのか。 また万が一この事業継続において著しい障害が起こったとき、本町または南大隅町、財政支援をされるのかどうか、最後にお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えいたします。久保議員ご指摘のとおり、本事業の実施責任者は、肝属郡医師会でございます。先ほども答弁いたしましたとおり、両町の将来にとって大変重要な事業であることから、多額の財政支援を両町が実施するものでございまして、本事業が失敗することはあってはならないと考えております。 町としましても医師会任せにすることなく、引き続き、医師会、南大隅町さん、そして本町の3者で緊密な連携を図りながら確実に事業を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	もう時間も迫ってきておりますが、この地域はもう報道でもございますように、もう県内でも高齢化率が1位2位のまさにその存続が非常に困難なある意味消滅可能性都市というふうな状況でございまして、当然、出生数に関しましても、担い手に関しても、当然県内ではもう絶えずそういった形でのワーストというふうな地域でございます。

	ある意味この地域がこの今直面する数々の困難、危機に応じてどのような対処、方策を講じれるのか。これはある意味我が国のこういう限界地域、限界集落と呼ばれるようなそういった地域においてどういうふうな可能性を見いだすのか。ある意味で、試金石になるというふうに考えております。 そのような中で、今回このような両町で 80 億を超えるような巨大大事に着手するわけであります。ご指摘のとおり失敗するわけにはいきません。逆に言いますと、失敗するような要因は、それが生じた段階からすぐさま関係者の皆様、町民の皆様そして私ども議会のほうにも速やかにご周知頂き、その都度どのような対策をとればいいのか、しっかり熟議の上で方向性を決めていただきたいと強く願います。 今生まれて来る子どもたちは、30 年後、恐らくこの病院にはあまり行かないと思います。数値で出てきました。若い方はほとんど利用しません。そういった子どもたちにも負担を強いる事業でございます。この事業が必ず成功するように引き続きご尽力をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。
○笹原議長	ここでしばらく休憩いたします。2 時 30 分から始めます。
	休憩 14 : 20 再開 14 : 30
○笹原議長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に、6 番染川君の発言を許します。6 番、染川君。
	(6 番 染川議員 質問者席へ登壇)
○6 番 染川議員	お疲れさまでございます。だいぶ激しいやりとりがなされてきましたけれども、元気を出して質問したいと思いますので、よろしくお願いします。 それでは通告いたしました質問をいたします。本町の水道事業について、質問しますが、特に、上之宇都水源について質問したいと思います。 上之宇都の水源地は、昭和 37 年 4 月 1 日に供用開始して以来、大根占校区を中心に多くの町民の皆様安全で安心な飲料水を供給するために、現状では建設課の住宅水道チームが中心になって、施設等の維持管理を行い、漏水などの事態にもすぐに対応できるように取り組んでおられます。 供用開始以来約 62 年が経ち本管は当初の石綿管から铸铁管、そして塩ビ管へと切替えておられます。本管同士の継ぎ手のジョイントでの漏水等も近年、増えているような状況の中で、漏水の状況やそれからその頻度、また耐用年数はどうなっているか伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)

○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。本管の種類は議員ご指摘のとおり、ダクタイル鋳鉄管と塩ビ管の２種類がございます。鋳物の耐用年数については、腐食性土壌でおおむね 65 年、一般土壌で 100 年以上となっております。 また、塩ビ管の耐用年数も適正な使用の条件下では 50 年以上となっております。どちらも極めて低い漏水レベルを確保できる見通しとなっております。 なお、ご質問にございましたように漏水の状況につきましては、担当課長から答弁させます。以上でございます。
	(新田町長 降壇)
○宮園建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○宮園建設課長	染川議員の質問にお答えいたします。漏水の状況ですが、現在、2 年が経過しようとしておりますけれども、この本管に関する漏水は今まで起きておりません。ただ本管からの継ぎ手ですね。給水しますけれども、その継ぎ手が耐震性になっていないということで、漏水が起こっている症状は出ております。以上です。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	漏水はそんなに今起きていない、ジョイント部分が大きな漏水の要因だろうというふうに考えます。そういうような答弁もいただきましたけれども、本年 1 月 1 日に起きた能登半島地震は、まだ多くの被災地域で水道水の断水が続いており、地震はいつどこで発生するか分からない状況であります。過去、全国各地の地震で水が、いかに大切かということが証明されております。あらゆることを想定して準備していくことが、町民の皆さんに安心感を持っていただけるというふうに思っております。ですから今後も建設課を中心に全てのいろんなものに対して対応できるような体制をとっていただきたいというふうに思っております。 年間の給水人口の配水以外の余水というのは、農業用水等などに今利用されております。そういう中で上之宇都水源、町内外の水源と比べても電気料も全くかからない。30m の高低差を利用して、町民の皆さんに給水しております。余水の農業以外の他への活用というのは考えていないのか、伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えいたします。議員がおっしゃるとおり給水以外

	の余水の活用については、大変貴重なご意見ではございますが、昔からこの余水は大根占水田等の農業用水として活用されている大変貴重な水であることに間違いはございません。 現在のところ、水道の給水以外のオーバー水や水源地周辺から湧き出ている余水は水量が一定しないことから、少量のため、この余水を現段階で利活用した事業というのは考えていないところでございます。以上です。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	本町は約 5 年ぐらい前に 2 千万円の総務省の補助事業を受け、町内の数種類の自然再生エネルギーの賦存量の調査をいたしました。本町には多くの水量の河川や水源がございます。上之宇都水源の余水もその 1 つであります。 上之宇都水源を見に行きましたけれども結構な余水があるようであります。また、ほかのところからも湧水がたくさんありまして、多くの余水というのが農業用水等に利活用をされております。 今後、国内の自治体の公共用水の水道事業は小水力発電などを活用して、様々な問題に対応できるようにしたほうがいいということで、国土交通大臣も言われております。ですから今後、人口も税収も減少する中で、住民サービスの充実を図っていかなければならない。そのためには、財源確保が 1 番重要になります。ふるさと納税の寄附金も大きな増額はなかなか厳しいだろうというふうに思っております。未来をつくる課も創設されておりますので、今後未来づくり課を中心に本町で利用されていない未利用資源を財源として自主財源が増えるような取組みを考えていってもらいたいと思いますけれども町長の考えを伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。議員が以前からも申されておりますように小水力発電の可能性という部分については、私自身も地域資源の活用としてはあるのだろうというふうに思っております。私どもが独自でこれはもう国土交通省の資料ですけれども、農業用水等を活用した小水力発電という部分につきましても結構あるような事例も出てきております。 したがって、現在私どもが農業用水として、余水があるもの、それを既存の水利権に拘束されるものでないやり方というのをほかの地区でできているところもありますので、そこは例えば肝属南部土地改良区でございすとか、両根占土地改良区でございすとか、そういった管外施設を持つところの用排水路を活用した小水力発電というものが実現可能なのであればです

	ね、水利権に影響しない範囲内で研究するという必要かなというふうに思っております。 私自身が肝属南部土地改良区の理事長でございますので、就任してから農政局を含めてですね、水の多目的利用について協議を行わせていただいておりますが、この水利権が生じているものですから 10 年に 1 回の計画見直しというようなことで指摘を受けておりまして、肝属南部もたしか令和 2 年に 10 年間の計画を出しておりまして、年間、渇水期、それから需要期、そういったものの計算をした上で年間の取水量が水利権として設定がしております。そういったところになりますと、やはり水利権をたどるとなりますと少々厄介な仕事になるかなと。議員がご指摘いただいたのは、そういった水利権によらない従前の用水の権限を活用して、小水力というのは考えられないのかというようなお話かなと私自身は推察しますので、そういったものは、今後また、私が肝属南部土地改良区ですと、土地改良区も含めてですね、ちょっと調査研究をしてまいりたいというふうに思っておるところです。以上です。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	土地改良区の理事長もされているということで、水利権というのは農業用水を中心に守らなければいけない権利だと思います。水利権を侵害しない範囲の中で、もちろん小水力、マイクロ水力というのは、発電をするタービンを回せば、その回した後の水というのは、そのまま水路に返すわけですから、そんなに侵害するようなことはないだろうと。もちろんその水利権だけ主張すればもういろんなことはできなくなりますので、それが町の活性化につながるようであれば、水利権も侵害しないということであればいろんな形で活用したほうが良いというふうに思っております。 特に上之宇都水源の周辺からは余水が非常に多く見られて、河上神社の南側の用水路から国道までの中鳥井線ですかね用水路というのは、非常に水量も多い。もちろん今はいろんな小水力、マイクロ水力の技術も向上しておりますので、例えばそういう水路に水車などを幾つも付けてマイクロ水力発電をする。そのことによって農業のハウス栽培用の燃料等の経費削減にもなるんじゃないかと。農業にも貢献しますし、水利権を侵害しないような形で今後はどんどん活用していただければなというふうにも思います。それがいいは、いろんな国の自然再生エネルギーの事業をいろんな省庁でしておりますので、そういうものをいろんな角度から調査し、取り入れられるような方向でしていけば、本町の水源というのはもちろん河川も大きな河川がありま

	すし、水量も多いですし、いろんなどころで小水力マイクロ水力も多くできるんじゃないかと。それによって、売電収入というのも非常に大きくなる。もちろん、やり方によっては年間の本町の予算規模にも匹敵するような財源確保も今後はできるようになるんじゃないか。そういうことをすることによって高齢者の福祉対策ですとか、それから教育や子育て等の多くの支援ができるようになるんじゃないかというふうにも考えております。 そこら辺も含めて、未来をつくる課もございますので、町長の考えをもう1回聞きたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員おっしゃるように通告のご質問は、農業用水の余水対策ということでございますので、余水対策については、限りある資源の中で最も私どもが活用できる部分でもあろうかと思います。引き続き調査研究は進めてまいりたいと思いますし、私も今、先ほど来申し上げているように肝属南部土地改良区自身も持続的な組織としていくためには財源確保というのが非常に必要でございますので、今職員とともにですね、どういうふうにしたら財源を確保できるのかということも調査中でございますので、そういったものも含めましてですね、関係機関とあわせて、今後も調査を続けてまいりたいと思います。以上です。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	よろしく願いいたします。次に、肝属郡医師会立病院の再整備について質問いたします。 町民の健康と地域医療を継続するために入院できる病院は必要だと全議員が思っていることでございます。今まで病院側も含めた、担当課や執行部との全員協議会も数回行われて、激しい議論がなされてきました。 当初土地購入、造成工事、病院建築工事等は、全て錦江町、南大隅町、両町で国の過疎債等を利用しながら、50%：50%で支援して、運営は病院側が全て行うということであったと理解しております。 それがいつの間にか土地購入は錦江町、造成工事も本町の負担が多くなっております。当初の候補地というのは、錦江町が県土木事務所跡、郵便局の横ということで2か所。そしてまた、南大隅町は旧根占中学校跡地の1か所でありました。 両町は住民の要望等もあり、自分たちの町へというような誘致合戦みたいなことを当初はしていたような感じもありました。両町の協議会で慎重に協

	議して総合的に郵便局の横が適地じゃないかというようなことで決定されました。本町に立地したから応分の負担をすることにしたと町長は今まで説明されてきました。協議会で本町に立地してもらいたいとお願いしたことではなくて、協議会の協議の上で、郵便局横に決定したことでありますので、本町の応分の負担というのは、少し違うかなというふうに思いますけれども、そのような説明になった経緯を伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、染川議員ご指摘のとおり、これは再整備の基本計画を作成する段階、外部の審査員の会議の中で、本町に決定したものというふうに認識しております。当然、私どもとしましては今、議員がおっしゃいましたけれども、当然病院があることによる住民さんへの安心安全の部分、それから私どもがこれまで申しております経済効果の部分、そういったものもあるというようなことからですね、若干の負担割合が変わってきているというか、私のほうからご提案をさせていただいているところでございます。 この点につきましては、当然病院があることによる安心・安全の部分というのは非常に大きくございますので、今後もここに設置、整備されるということは住民の皆さんへの安心安全に繋がるものだというふうに認識しているところでございます。
○新田町長	議長。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	先ほどの同僚議員の質問の中での町長の答弁にも7億5千万の経済効果があるんだ、30年でっていうようなことを言われました。 全員協議会の中で病院側のほうに質問をさしてもらいました。どういう町内からの食材等の仕入れをしているのかというふうに質問をさせていただきました。病院側の答弁として、一般競争入札で安いところから納入させてもらっておりますということでした。納入業者も全ての食材、いろんな品物っていうのはそろえにくいですので、いろんなところから仕入れをしなければいけない。そうなれば、仕入れ先もまた値下げ交渉をしなければいけない。本当にそれが経済効果なのかなというふうに思います。 ましてや7億5千万、30年で経済効果があると言われましたけれども南大隅町も応分の負担をしている。だから、本町からも取ってくださいよということで医師会立病院に要請すれば、それが半分にならざるを得ないというふうにも思っております。それがやはりこの両町の病院に対する支援の在り方だろうというふうに思っております。 そして、病院側も出席した全員協議会の中での質問で、病院のソフトの部

	分である医療機器、情報システム、その他の備品、什器類等を約 12 億円支援するようになっております。全員協議会でも医療機器や情報システムは、病院側が負担すべきではないか、ましては資金的に厳しいのであれば、リース事業を取り入れたらどうか。リース契約をすればリース料金というのは全額損金になる全額経費で見るということで質問をさしてもらいました。 もちろんリースにしておけば、医療機器であろうと情報システムであろうと 5、6 年の間にはグレードもアップしますから、リース会社とまた新しいグレードアップをした機種等をまたリース料金を継続するという形で入替えられる。そのほうが患者にとってもメリットは大きいんじゃないかというふうにも質問させてもらいました。もちろんその情報システムというのは、本町でも役場とほとんどがパソコン等も情報システムはリースでやっているというふうに思っております。そういうふうに質問させてもらいましたけれども、できませんという病院側の回答でした。 これらの医療機器、情報システム、その他類の什器類の 12 億円の負担についても本当に住民説明会で詳細に説明されたのか。また、町民の十分な理解を得られたと思うのか伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。まず、今回の事業に係る町民の皆さんの理解度、ご理解についてということでございますけれども、今回、肝属郡医師会立病院の再整備事業について、まちづくり懇談会を 2 月の 13 日から 24 日にかけて、10 地区で開催し、参加していただいた 125 名の住民の方々に実施設計の概要、建設事業費、そして負担割合についてご説明をさせていただいたところです。 参加された住民の方々からは様々なご意見・ご質問等がございましたが、事業費の増加や両町の負担割合についてのご意見は少なく、新病院への期待でございましたり、早期整備に向けたご意見が多かったところであります。おおむね病院整備に関しては理解は得られたものと考えております。 今後も引き続き広報紙、ホームページ、またはまちづくり懇談会など進捗状況も含めてですね、住民の皆さんにはしっかりと情報をお伝えしていきたいというふうに考えております。以上でございます。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	先ほども同僚議員の説明の中にありました、基金について、いろいろ詳しい答弁もしていただきましたけれども、なかなか理解できない部分もござい

	ました。 25 億円基金を積むというふうに表明されております。病院の再整備に係る本町の事業費負担は 39 億 2,186 万 4 千円。これは、先日の両町の負担金の合意の文書をいただきました、それに掲載してございます。そのうち一般財源が 6,268 万、過疎債が約 38 億 5,918 万 4 千円、過疎債の償還額、返済額の 7 割を普通交付税として国が支援するため実質的な町の負担は 3 割というふうになる。そういう説明も今まで受けてきました。過疎債は 30 年で償還するとなっていますので、町の 3 割負担というのは約 11 億 5,700 万、12 億前後になる。それを 30 年で償還すれば年に 4 千万前後という説明も受けてきました。となりますと、3 割負担の 30 年となれば 12 億円の償還というふうに理解もしますけれども、先ほどの説明にもありました、6 年後の償還がある、そういうことで説明も受けたんですけれどもなんで 12 億の本町の 3 割負担の償還なのに、20 億も積まないといけないのか。それだけ必要なのかと思いますけれども説明をお願いします。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。先ほど久保議員からのご質問でございましたように、令和 5 年度末における基金残高を私ども 17 億円というふうに見込んでおります。本体工事が最終年度、令和 8 年度借入分の償還が令和 14 年度から始まるため、令和 6 年度から 13 年度までの 8 年間で留保財源を毎年 1 億ずつ積み増すことで、25 億円としているところでございます。 基金の根拠につきましては、過疎債の町負担である 30%、30 年間の償還分を約 17 億円、そして過疎対策対象外経費が発生したことも見込みまして 8 億円、合わせて 25 億円程度確保する必要はあろうと思っております。 先ほどご説明したように過疎の申請は毎年毎年の申請でございますので、私どもがやる事業に対して、県のヒアリングを受けて、それが償債性があるかどうかというところを審査をいただきながら進めていく事業でございますので、応分の負担としての 17 億円はもう当然、将来にわたっての負担 30% 分ですので、それはしっかりと積立てたその基金から取崩しをして実施していきますけれども、当然、毎年過疎のヒアリングの中で対象外経費とされたものが出るのが想定もされないことはないために、一応その分を留保として、確保しておきたいということで、25 億という数字を提示しているところでございます。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。

○6 番 染川議員	この 25 億円というのは、病院の再整備に係る過疎債を受けた形での償還のための 25 億ということで理解していいですかね。ほかの過疎債の事業に関しての基金ではないですよ。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。これはあくまでも病院再整備に関わる特定目的のための基金でございますので、ほかに充てるものではございません。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	分かりました。それでは先ほどの同僚議員の質問の答弁でも残ったらいいますか、ほかのほうに回すというような基金残高が出たら回すというようなこともありましたが、それもそういうふうに理解していいですか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まずこの基金については病院再整備に係る基金でございます。その目的に合わせてですね。ですので、30 年間は毎年の償還が 30%分の償還が発生するわけですので、その分をずっと積立てていっていると。将来的にそれが残ったという話ですが、あくまでも病院再整備のためにしか使用しない目的でございますので、そこはご理解いただきましたと思います。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	17 億という基本的な返済償還の金額からプラスして 25 億ぐらい、基金の積み増しをしておれば、30 年間の償還分は達成できるんじゃないかなというふうに答弁もされましたけれども、本当にほかの過疎債を利用するような事業に本当にその影響が出ない、支障が出ないような形での検討も今後はしていてもらいたいというふうに思っております。次に病院建設の運営等で、錦江町、南大隅町、肝属郡医師会の 3 者で覚書という契約を取り交わしておられます。町長は当初から病院の建設は両町で支援し、運営に関しては肝属郡医師会の病院が経営し、建設後は一切支援も負担もありませんというふうに説明をしてられました。 覚書の中に病院運営の協力、支援ということで、第 9 条の 1 に両町は新病院の安定的運営に資するため、患者確保等の取組みに積極的に協力するものとするというふうにあります。そしてまた、9 条の 2 に両町は、新病院の運

	営に重大な支障が生じた場合、病院存続のため支援を行うものとする」と明記されております。町長は当初から運営に関しては、支援も負担もありませんと説明もしてられました。このようなことを含めて本当に住民説明会でも、町長は町民に説明をされたのか伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。覚書についての町民への説明でございますが、覚書の内容につきましては、町民への説明は現在のところ行っていないところでございます。現在、覚書について内容的に予算委員会でも不備があるんじゃないかというようなご指摘もいただいておりますので、3者により内容を整理した上でですね、今後必要に応じて、町民の方々にもその趣旨等についてのご説明は行いたいと考えているところでです。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	ぜひ、この9条の2というのは、今後のことも考えて町民が不安にならないような形、また、経営がどうこうというような状況になった場合にこの文言が覚書、契約書に入っていれば必ず病院側とすれば両町に支援を求めてくるというのはもう分かりきっておりますので、何とかこの部分は先の負担をなくすためにも削除して、ほかのものに変えていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。 もちろん議員の中にも、町民の声ということで病院が近くにできたほうが大変ありがたいというふうに町民も声として言われます。そしてまた1日も早く造ってほしいという声も町民からもあるんだというふうに言われるという方もおられます。 しかし、1番大事な事は本当に病院の診療科目はどうなるのか。医師の確保は鹿大の医局との関係病院ですから、しっかりとした形で今後も継続して確保ができるのかどうか。そういうソフト的な面を今まで言ってきております。 30代、40代の若い議員が3名おられます。これまでも本当に強く多くの意見を言ってられました。この病院の再整備計画について。人口が減少する中で本当にこういう大きな病院が必要なのか。これだけの負担をするような病院が必要なのか。そしてまた、午前の同僚議員の質問にもありました、大隅縦貫道が開通すれば買物も鹿屋に行く。買物だけじゃなくて、本当に縦貫道が完成すれば田代地区それから、南大隅の佐多地区っていうのは、時間的にも少なくても済みますので鹿屋まで行くのは。鹿屋の専門病院を利用する

	んじゃないかというふうに思っております。 そういうふうになれば、人口も少なくなっていく中、だんだん新しい医師会立病院を利用する方も少なくなるんじゃないかという懸念もをしております。ですから今後は、運営委員会という形で病院が両町の関係者も含めて、運営委員会を設立されて、経営についても真剣に議論していかれると思いますので、しっかりとそういった形で今後の運営はしていただきたいというふうに思っております。 これまで本当に数回にわたって、全員協議会で内容的にもいろんな形で質問もそれぞれの議員が、病院の再整備計画についてはいたしました。本会議はもちろん、ネット中継もされておりますので、数回あったこの医師会立病院の再整備計画についての質疑、討論、そういうものも含めて、オープンにはすると思いますけれども、いつでも町内外の方々が要請があったらそれを公開の形で見ること。そしてまた、テープ等もとっておりますので、聞くことができるというふうに理解しております。そういうことでいいですね。全て公開ということで。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。予算委員会でも染川議員のほうからご指摘ありましたように、公式の場での会議でございますし、当然それは予算委員会もしっかりですし、全員協議会もしっかりですし、それを所管する議会事務局として公開の対象の公文書であるということの認識であれば公開されることが当たり前でしょうし、公文書の公開対象にもなってくると。私どもとしましてはですね、これは主権者である住民の皆さんの大事な財産を使いながら、大きな事業として巨額の巨大な事業として進めていくわけですので、そういった情報をお知りになりたい方がいらっしゃるということであれば、積極的に出すべきものだというふうに認識しております。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	最後になりますけど、昨日、私も錦江中の卒業式に出席させていただきました。卒業生も意気揚々と次のステップに踏み出されたということで親御さんたちも非常に喜んでおられました。 今、中学校3年生の卒業生 15 歳。今、日本の平均寿命、男女とも 80 歳を超えております。今、15 歳前後の人たちの平均寿命というのは 106 歳から 107 歳だそうです。そういう中で本当にその今後、医療技術も発達する、再生医療がどんどん発達して、医療機器並びに医薬品等もどんどん良いものが

	開発される。そういう中で、癌にかかれた方の死亡率というのは 10%以下になるそうです。それだけ医療機器、医薬品、医療技術というのがどんどん進歩していくということでもあります。 医師会立病院が本当に経営的にも安定していい方向でいければというふうに思うわけですが、昨日の卒業式でも 1, 2 年生は約半分近くインフルエンザに感染して出席できないという状況もございました。先日、町内の中学生が熱が 39 度ぐらいあるということで、午前 9 時頃、医師会立病院に診察してもらおうということで、母親が電話連絡したそうです。その中学生は兄弟 3 人で、1 週間おきに下の兄弟がかかって、3 番目に感染したということで、医師会立病院に早く行きたいということだったそうですが、10 分から 15 分ぐらい電話で応答しながら、鹿屋の病院のほうに行ってくださいということだったらしいです。小児科に行ってくれというような最後の病院側の回答だったそうです。仕方なくインフルエンザだというような説明もして兄弟もインフルエンザだったんだということを説明したにも関わらず鹿屋の小児科医のほうに行ってくださいということで、鹿屋の小児科医のほうに行ったそうです。結局インフルエンザだったそうです。本当にこういう事案があるということを町民の皆さん方も理解してもらいたいというふうに思っております。 本当に今後、医師会立病院が地域の皆さんから信頼されて、そして選んでもらえるような病院になってもらいたい。もちろん今は病院を選ぶ権利が皆さんにございます。ですから、本当に何回も言いますが、新しい病院になるということを予測して、新病院ができたなら本当に地域の皆さんから信頼される、そしてまた選ばれる病院になってもらいたいというふうに信じて質問を終わりたいと思います。
	(6 番 染川議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	ここでしばらく休憩いたします。3 時 25 分から再開します。
	休憩 15 : 16 再開 15 : 23
○笹原議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に 2 番、久本君の発言を許します。2 番、久本君。
	(2 番 久本議員 質問者席へ登壇)
○2 番 久本議員	では事前告知に伴い、質問させていただきます。肝属郡医師会立病院再整備について質問させていただきます。 まず初めに、今回当初予算に計上されるまでに説明や動きに対し、不安や不信感を感じる場面が多々ありました。特に南大隅町とは、病院再整備だけではなく、同じく取り組むべき課題や問題点も多く、両町合同の全員協議会

	ができなくなる状態に陥った原因はどのように考えるか。また、今後両町で取り組むべき事業があるときにどのように取り組むのかお聞かせください。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久本議員のご質問にお答えいたします。本町として2月5日の事業費の提示以前に両町議会合同での全員協議会の開催を打診したものの、南大隅町議会から合同での開催は必要ないとの回答があったところであり、開催できなかった原因については分からないところでございます。 それ以上に笹原議長、それから落司副議長からも直接、南大隅町議会に働きかけていただいたにも関わらず開催できなかったところでございます。 次に今後、南大隅町との取組みについてですが、今回の病院再整備に係る事業費に起因して南大隅町と本町の間で、相互不信はないものと考えております。負担割合に係る協議の在り方について、拙速な部分があり混乱を招いてしまった部分があったのですが、南大隅町長さんにおかれては、当方からの協議依頼にも迅速に対応していただくなど、緊密な連携が図られているものと考えております。 引き続き、南大隅町さんとはあらゆる分野について連携協力しながら、南隅地域の振興に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。
	(新田町長 降壇)
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本君。
○2 番 久本議員	今、答弁にありましたように全協が取り行えなかった理由は分からないというふうな答弁でございました。そして、両町のほうに特に隔たりはなく、情報も共有できているということでした。なのですが、実際医師会立のことに限っては全協ができなかったという事実があるわけで、これを先方からは答えがなかったので分からないというふうになったとは思いますが、町長として何が原因かという臆測でも構いませんので、もし何かありましたらお聞かせください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久本議員のご質問にお答えします。私としてはですね、南大隅町さんとの合同全員協議会が開催されなかったことは、事実として私どもには分からないところでございます。臆測で物を申し上げることは控えさせていただきたいと思いますが、先ほども申し上げたように私どもとしましては、南大隅町

	さんとは相互に連携が取れているところでございますので、特に今後でもですね、この連携の関係、協調関係というのは引き続いていくものというふうに認識しているところでございます。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本君。
○2 番 久本議員	実際南大隅町さんとは情報共有ができてるというご回答だったんですけども、我々議員としては、全協が行われなかったことによって、南大隅町さんがどのようなことを考えて、両町合同で行われている病院再整備に関しても、今どのようなことを考えて今後どのように進めていくというような情報が公の場では得られなかった。そのまま、実際今回の当初予算のほうに審議をかけるというふうに進んでいますので、やはりこれはですね、とても判断しにくい不信感につながる 1 つと自分は思いまして、先方は、全協はできないというふうになったとしてもですね、そこを何とかですね、原因、今回はもうそこは叶わなかったことですが、そこが錦江町の議員側としては、できれば南大隅町さんと情報共有をして、病院再整備に係る良いこと、悪いことっていうのも全てテーブルに出して、できるだけそのクリアにした状態で計画を進めたいという要望も全協の中でさせていただきましたので、そのような形でできなかったことで今回問題はないと思いましたが、それ自体がやはり自分の中でですね、問題になっているというふうに捉えております。ですのでそれは問題なく、今後も続けられるとおっしゃってますけれども事実として、この医師会立に関しては全協ができなかったという課題とか問題点が出てきてますので、今後同じようなことが起こる可能性もゼロではないと思うんですよね。ですので今回、平行線になりますけれども、今後このようなことがないようにうまく情報共有であったりとか、事前説明とかいうのがですね、あればここまで不信感も重なっていかないと思いますので、引き続き取り組んで頂ければと思います。 次、2 番に行かせていただきます。医師会立病院再整備につきましては明確にすべきものが数多く残る状態で、当初予算に計上されてますと。当初予算の性質というのは、町長が十分理解されてるかと思います。今回一度着工してしまえば不安要素を抱えたまま医師会立の経過が進んでいきます。解決できる不安要素をできるだけ取り除いた状態で着工すべきと考えますが、それについてはどう考えるか。そしてまた今後の取組はどうかお聞かせください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	今後の取組についてでございますが、先ほど久保議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、肝属郡医師会立病院の再整備は両町の住民に安全安心な医療を安定的かつ継続的に提供するために必要不可欠であり、現病院の老朽化等を踏まえると先送りできない状況であり、早急な病院整備が必要だというふうに考えております。町としましては引き続き、議会、町民の皆さんに丁寧な説明をし、ご理解を賜りながら、早急な病院整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本君。
○2 番 久本議員	病院再整備について 1 番説明があったときはですね多分 2021 年の最初の全協で説明があったかと思います。このときにはですね、もうその年の 12 月には着工しますよという話だったんですけども、当時そのときは建設予定地が決まっていない状態で、計画もまだ見通しが通ってない状態でその計画が出てきたので 1 回それは止めてくださいよということできいろいろ協議した段階で今に至るというふうに思っております。 ですので、その段階でですねきちんと医師会立再整備について、全然問題ないですよ、すぐ着工してくださいというような状態であればですね、多分議員皆さん同一で、もう 12 月と言わずできるだけ前倒しでやってくれというような状態になってたと思うんです。それがここまですっと引っ張っているのは責任の問題であったり、負担割合であったり、実際その病院運営が頓挫した場合の責任をどうするか、その辺りが不透明なまま計画が進んでいるので、今、こうして当初予算が終わった後でも一般質問で同僚議員、先輩議員、また私も含めてですけどこのような形で質問させていただいているところでございます。 やはりですね、ちょっと乱暴な言い方になりますけども、今の状態だとお金は両町出しますと。ただ責任は持ちませんよというような状態で進むと思ってます。実際、覚書等ではもちろんそうならないように健全に計画して 30 年間、きちんと地域医療を担う病院として運営するというようになってますけど、これあくまで努力目標として映るんですよね。ですので、先ほど同僚議員、先輩議員がおっしゃったように大きなリスクっていうこの辺りがある程度クリアにしてこの地域で生活する人たちがですね、本当の意味で安心できる、今の段階ではもう早く病院をつくってくださいとそれはもう十分分かります。ですが、この病院が本当に健全に 30 年間運営できるかというのがとても不安なので、今こうやって私も質問させていただきますし、同僚議員、先輩議員も質問させていただきますし、やはり町民さんからも今の段

	階で何でこれだけ時間が経っているのと聞かれますし、実際その住民説明であつたときにも本当に大丈夫なのかという声を聞いたりします。 先ほどの話では、やはり建設的には早く造ってほしい。できるだけ早く着工してほしいという声も分かりますけれども、実際そこに関わってくるリスクであつたりとか、不安材料というのをやはり、まだきちんと浸透してない説明不足のともあるのかなというふうに感じました。 実際、1番最初の話で9億ぐらい錦江町が多く負担します。こちらは、病院が建っている、あとは先ほどおっしゃったように経済効果が7億ぐらいありますよという説明でしたが、これは現在の状態で、もちろん新たに生まれる経済効果ではないということですよね。これで、実際住民説明会でも負担が9割多いけども7億の経済効果があるというような簡単な通り一遍の説明だったんですけども、やはりこの辺の説明もですね、私にとっては多少ミスリードのふうに映ったんですよ。やはりここが実際どういう形で、先ほど同僚議員、先輩議員からもありましたけれども両町で行う事業なので、今錦江町が品物を下ろしたりとかして、売上げ上がっているものがそのまま100%経済効果として乗っかってくるわけでもないですし、全協でも説明させていただきましたけども、その間に事業者さんがどのような形になるかというのも分からない状態ですと。ですので、その段階、2月の1番最初の段階の全協のところでやはりここが少し不安材料として重なったというところもあります。ですので、いろんな要素があると思うんですね。やはりそこをですね、1つずつクリアするというのはとても難しいものもあると思います。全協のところで、回答もありましたけれども、ある程度不透明な部分もありますし、ある程度このまま進めていかないと、全部クリアにするっていうのでは、計画が進まないというところも分かります。ただ、やはりその大きなところですね。お金の部分であつたりとか、責任の部分であつたりとか、あとは本当にその事業が続くかどうかというところですね、ここをできる限り明確にして、計画を進めていただきたいと思うんですけども、その辺りについてどのように思うか、お聞かせください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久本委員おっしゃるように覚書も含め、不明確な部分、拡大解釈できる部分があるじゃないかというのはごもっともなことかと思います。したがって現在ですね、まずは私どもの南大隅町さんとの額の負担については、確認書がとれております。医師会さんとも今現在進めているところでございます。 それから、運営について私どもが再三、医師会さんが責任持ってやるんですよという部分についてもですね、医師会さんとそこはしっかりと今後も協

	議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。 久本議員がおっしゃるようにまだ不確かな部分がかなりあるんじゃないかというようなご指摘ではございますけれども、まず私どもとしては、南大隅町さんと協議の上、そして医師会さんとの協議の上で、この事業に着手しているわけございまして、これまで時間がかかったことにつきましても基本構想から基本計画をつくって基本設計し、実施設計とそういう過程を踏んできているところでございますので、そういったところで私どもも慎重に進めてきたところでございますので、その点はご理解賜ればなというふうに思っております。以上です。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本君。
○2 番 久本議員	また、先ほどの先輩議員の話にありましたように、病院をつくるなど言ってるわけではなくて、やはり地域医療はとても大事なものですし、必要なものだと思います。ですけれども何度かも述べているようにですね、巨額を投じるのであれば、事業が健全に行われ、町民が恩恵をあずかれるよう、取り組みを明確にしてほしいというこの点だけです。ここさえなっていればですね、別にこのまま今後計画が多少不透明であっても、そこがきちんとどういうふうにするかという覚書さえちゃんとしてれば、そこはもう大丈夫だと私は思っております。 地域医療担う病院を建てるのであれば、本当にですね、それをただただ建てる、健全にというような言い方をしてますけれども、できればですねそれが最大限に活かせる場合によっては今の地域医療だけではなく、移住であったりとか、そのほかの今の段階では小児科はないかもしれないですけど、将来的にはその辺りの心療内科の変更も可能かもしれませんので、その辺りも努めてほしいと思います。 建設後 30 年経たないうちに病院が閉院し、使い道のない建物が残るといようなそのような結果にはならないように、それを避けるために努めていただければと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。
	(2 番 久本議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	次に、9 番小吉君の発言を許します。9 番、小吉君。
	(9 番 小吉議員 質問者席へ登壇)
○9 番 小吉議員	どうも。最後の質問になったようでございます。よろしくお願いします。 休憩をさせていただいて顔を洗って来ようかと思ってたんですけど、目がショパショパして見えるかどうか分かりませんが、よろしくお願いします。

	私は通告に従いまして３点ほど質問をさせていただきたいと思います。まず１点目、令和６年度の一般会計の予算についてということで気がついたことを私なりに質問させていただきたいと思います。 令和６年度の予算案が提案されまして、順調に審議をされたところでございます。コロナ禍からの流れもどんどん正常化が進みつつある一方、ロシアによるウクライナの侵攻は３年目に入り、相変わらず景気の動向が注目されております。燃料や光熱費、食料品、資材等の高騰による日常生活や経済活動に大きな影響が及んでいると本町の予算案でもそういうふうに謳ってございます。 そして、予算編成にあたっては、第２次錦江町総合振興計画の子や孫に希望あふれる未来をつくりつなぐまちということを基本理念に編成されまして、６年度一般会計予算総額は、前年度比１０億５,６００万増の７６億９千万となったようでございます。これは過去最高の予算額で、ひとえに病院建設に伴う本体工事等の事業費の計上によりまして、前年比約１１億の増になったようでございます。 そこで厳しい財政の中で、本年度の減額が大きいのは、本町の主幹産業の１つでございます、農林水産業費の減少が気になるところでございます。令和５年度６億８千万、令和６年度６億４千万、前年比９４％で約４千万の減少でございます。この減少の要因をお聞きいたしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。令和６年度の農林水産業費予算は６億３,９９１万８千円を計上しており、ご質問のとおり対前年度比３,９８３万２千円の減。割合にして、前年度比９４.１％となったところでございます。 これにつきましては、令和５年度に農林水産業費から支出する職員等の人件費３,４７９万９千円の減。それから、荒茶加工施設屋根改修工事２,０７７万５千円の減。それからデジタルオルソ画像共同整備負担金、１,６７０万円の減などが特別な財政需要を計上していたためにこれだけの減となったところでございます。 参考までに令和４年度当初予算と比較いたしますと、７,３２０万２千円の増、割合にして１１２.９％となっているところでございます。以上でございます。
	(新田町長 降壇)
○９番 小吉議員	はい。
○笹原議長	９番、小吉君。

○9 番 小吉議員	今、説明があったようでございまして、大きな予算が今年度は要らなかったということで理解をさせていただきたいと思いますが、今、本町の農業も肥料、農薬、燃料費等生産資材が高止まりいたしまして、経営を圧迫しているところでもございます。 特に最近の子牛価格の低迷、茶の価格の伸び悩み、路地野菜の異常気象による価格の低迷等に農家全体が不振に喘いでおるように思うところがございます。町長は今現在の農林業のこの現実をどのように思っておられるのか、お聞きいたしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。小吉議員がご指摘されるように資材高騰、それから肥料高騰等、子牛価格の低迷、それから茶価の低迷、そういったあまり錦江町として思わしくない状況がある中ではございますけれども、私どもとしてはそういった中ですね、これまで物価高騰対策事業を進めてきましたとか、今年度子牛価格の下支えといいますか、優良な子牛の生産のための事業でございましたとか、そういったものを進めていく予定でございます。 非常に農家さんが置かれている状況というのはなかなか厳しい状況はございますけれども、次にやはり展望の開けるような農業の支援というものを私どもは考えていく必要があるというふうに思っておりますし、今年度はそういった事業を重点的にやっていきたいというふうに考えているところでございます。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	町長、私 1 番ですね、今農業情勢を見ておって、気がかりなのがですね、茶の価格低迷でございます。これはもう大変なことではございまして、令和 3 年が 5 億 1 千万、錦江町です。令和 4 年が 5 億 3 千万、令和 5 年が 4 億 3 千万、令和 4 年度からすると令和 5 年度はですね、80%、1 億円減収になってるんですね。町長もご承知のとおり、20 年前は田代地区が 10 億円突破したということで、後継者もたくさん帰ってこられてですよ。すごい勢いでした。それで本庁の大根占のほうも 7 億 5 千万売上げたということでそれいけどんどんでございましたけれども、あれから見ればですね、大変な落ち込みようでございます。それで 4 億 3 千万ということで 10 a あたり計算しますとですね、加工代が 1 茶、2 茶で 20 万円かかります。そして肥料代が 10 万円、30 万円かかります。そして、ガソリン代、軽油代、償却かれこれ出

	ません。残念ながら。こういう実態が今、茶はあります。この茶が現実今、そういうふうに伸び悩んでおるわけでございますけれども、私は茶をですね、このまま続けていっていいのかよくは分かりませんが、やっぱり複合辺りにもですね、目を配っていただきたいなと思ったりもするわけでございます。この件に関して、町長のご意見をお伺いいたします。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員の茶と露地野菜も含めた複合経営についての私の考えを述べよということかというふうに思いますが、これはこれまでも、いろんな議員の皆様方からもご指摘があって、茶の抜根事業が今までも継続されているところでございます。毎年抜根事業しながら、それが露地野菜に変わっていく。そして集約型の農業をするために、私どもも小規模の圃場整備事業を始めたとか、しているところでございますので、複合的な経営というのは非常に大事なことかというふうに思っておりますし、茶農家さんについても、それを視野に入れてらっしゃるところ、茶専業で行っていかれるところ、それはそれぞれに経営的なお考えのあるところでございます。 したがって私どもとしては、まずは生産農家さんが減ってきている、そして売上げが低下しているところについて、まずお茶としてどういう支援ができるのかというところを今考えながら進めているところでございまして、一部に海外への輸出、そういったものができないものかという実証実験をやっている最中でございますが、なかなか突破口といいますか、打開策というのが見えない状況でございます。もうすぐ新茶の時期になります。今月末から1番茶が収穫が始まるということを担当からも聞いておりますので、今年1年がですね、問屋の方々がしっかりとお茶を購入していただくために品質の高いお茶が生産されることを私どもの担当者の指導巡回も含めてですね、それを期待しているところでございます。以上です。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	町長が抜根に対してお話をされましたけれども、割と大根占地区は抜根をされて、町長がよく圃場を視察してお分かりのとおり、今度は改植をされて、新しい品種に変えているところもございます。また、中間台地においてはそのまま町長がおっしゃったように畑作に切替えてですね、されているところもございます。私は気になるのは、先日の予算委員会の中でですよ、田代地区の茶の荒廃地が、何町歩ぐらいあるのかということで質問させていただきました。17町歩あるということでございます。なかなかここで抜根事業の

	予算を使って対応するのが難しいのかなと実際思ってるところですけれども、ここで提案なんですけれども、この抜根事業、今反当6万円、国から助成があるわけでございます。私はこれにプラスしてこの遊休農地を減らすつもりで町単独で2万ぐらい反当入れることはできないだろうかかとひそかに思っているわけです。計算したところですね。そんなにはかからないんですよ。一反2万円として、1町20万円。仮に17町だから10町歩したときがですね、たった200万なんです。200万あれば解消できるんじゃないかなと思ったりもするわけなんですけれども、そうすぐにどうこうやりますという返答はできないとは思いますが、そういう施策もとりながら何とか田代地区は特に広うございます。もうあれを見ると心が痛みます。もう茶がとて高くなってイノシシがどんどん巣を作って、あれを見るのは忍びないです。何とか町長、考えていただけませんかということで、この件は下がりますけれどもどうでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えしますが、確かに産業建設課の予算委員会での説明の中で、小吉議員のほうから放棄地の解消をどうにかしろよというようなご提案があったところという認識でおります。 ただ、私どもとしまして本来ならば、茶業の振興をすることが主たる目的でございますし、抜根を推奨して転作ということもそれは経営体としての支援ではありますが、まずは、今現行のお茶農家さん頑張っているし、特に私が聞き及んでいるところでは田代地区のお茶農家さんは有機にどんどん切替えていくと市場からの引き合いも強くなってきているというような話も聞いておりますので、まずは本業の茶業をですね、どういうふうに進めていくのか、支援をしていくのかというのが私どもの務めかなというふうに思っているところです。 したがってその抜根事業の多様な経営変革に関わる支援事業については、もうしばらくちょっと様子を見させていただきたいというふうに思います。以上でございます。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	もうしばらく、様子を見ることといたしたいと思っておりますけれども、町長、やっぱり、今年も田代地区、廃作をされた方がいるんですよ。残念ながら。やっぱりこの茶価格ではですね、どう考えても茶の経営が維持できないと。これは工場に委託してる関係の生産費ですからあれですけども、本当に厳し

	いというのは、もう町長が1番お分かりのとおりでございます。できるだけ荒廃農地を減らそうということで、頑張ってくださいようお願いいたします。それとですね、新規就農者も予算委員会で質問させていただきましたけれども、次世代の人材投資事業に13名、現在使ってるんだということでございます。この制度は大変、新規就農者に対しては手厚い保護のもと、国のもとやってるわけでございます。おまけに町独自もですね、機械かれこれにたくさんの新規就農者頑張れよということで予算を投入しているわけでございます。令和5年度新規就農者は何人いるのかというこの前の質問の中で現在1人だと。この先どうなるんだろうなということで、思っているところでございますけれども、そこら辺のところはいかがお考えでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。確かに新規就農者については、継続的な支援の対象者は1名ではなくて、令和5年度に1名新規ということで、ご認識いただいているかというふうに思います。私どもとしましては、やはりその農業経営のためにはですね、新規就農者も支援はしていかないといけませんし、なおかつ働き手もしっかりと確保していかないといけませんので、議員もご存じのように特定地域づくり事業協同組合を私ども昨年6月に発足させましたので、今年の4月からは、恐らく社員が6名になる予定になりますので、そういったところで担い手不足を解消したりとか、それから、農福連携のほうでも畜産の事業体、それから茶業者が、2事業体が障がい者の方々と一緒に事業をやってらっしゃるところもありますので、多様な担い手、多様な関わり合いというところをしっかりと支えていく必要があるかなと。ただ新規就農というのは当然時間のかかるものでございますので、いきなり新規就農ということが全てにおいていいものか、そこはしっかりと支えながらも、まずは農業に対して就農していただく、関わっていただく人材の裾野を広げていくことも大事なことかなというふうに思っております。 今後も新規就農者についての支援はしっかりとさせていただきたいと思っております。以上でございます。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	それともう1つ、ここですとねまだ気になるところを披露させていただきたいと思いますが、先ほど町長も若干触れられましたけれども、子牛の生産の件ですけれども、若干低迷してるわけでございます。なかなか生産費を取るのにいっぱいいっぱいということで、もがいているわけございま

	すけれども。12月でしたか。私の一般質問の中でも、やっぱりここはですね、もう町長は1番ご覧になって分かるとおり、いわゆる後継者という青壮年が大変多いです。もう本当に多いですので、ここは彼らが路頭に迷わないようにですね、いろいろ対策の方法もあろうかと思いますが、目配りをさせていただいて、育てていただければありがたいと思っております。ひとつどうぞ。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。今、小吉議員のほうがおっしゃったように錦江町の農業産出額の75%は畜産でございます。その3割を担っている子牛生産というのは、近年、飼料等の経費の高騰に加え、販売価格の急激な下落により厳しい経営を強いられていることは事実でございます。 そこで、来年6年度よりですね、2年間高齢母牛の更新を推進し、より商品価値の高い子牛の生産を促すため肉用牛改良増殖更新事業を実施するところでございます。また、高品質の子牛育成のための給餌マニュアルを策定するため、子牛の発育状況や不足する栄養価を測定する代謝プロファイルテスト等のデータをしっかりと分析するような試験導入も計画しております。 いずれにしても議員がご指摘いただいたように、若い後継者の方々いらっしゃると思いますので、そういった科学的な根拠も含めて、畜産の下支えをしてまいりたいというふうに考えているところです。以上でございます。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	ありがたい答弁でございました。それでは次にですね、今国のほうでも、食料の国内自給率を上げる方向で国策を練っているところでございますけれども、現在のままで農業形態が進めばですね、明るい展望が見いだせないのではと1人心配しておるところでもございます。ここで町長の農林漁業に対する将来展望と申しますか、強い展望をお願いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	農林漁業に対する私の考え方ですけれども、まず、本町の第一次産業の就業者は1,009人と全体の就業者の31%を占めているところでございます。 また、町内生産額は先ほども申し上げましたように、120億を超える生産額がございまして、名実ともに本町の基幹産業で農業があるというところは考えているところです。その農業の中でも、先ほど申し上げました、売上げの75%を占める畜産。ここを今まずはしっかりと支援していくことが私は

	1 番大事なことだというふうに思っておりますので、先ほどの答弁にございましたように、肉用牛改良増殖更新事業を 2 年間ですけれども、まずはここでしっかりと更新して、良質の子牛生産にあたっていただきたいということを重点的にやってまいりたいというふうに考えております。 それから、林業につきましては、昨年 6 月に議会で可決いただきました錦江町の森林整備保全に関する条例を適切に運用しながら、森林の持つ公益的機能の維持増進が図られるよう、再造林推進のための支援などを行うとともに、持続可能な森林経営のための施策の研究も進めてまいりたいというふうに考えております。 次に、漁業についてですが、素材や燃油等の価格高騰により厳しい状況が続いておりますけれども、県漁業とも連携しながら、環境整備事業等に取り組むとともに、養殖稚魚の導入実証などの助成を引き続き行ってまいりたいというふうに考えているところです。 私としましては、農林漁業がそれぞれの本町における基幹産業であることは変わりませんので、この基幹産業をどういうふうに幅広に、そして持続可能な生産活動ができるのか、重点的に政策を傾注してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	今町長のほうから大変厳しい中での力強い将来展望をお聞きしたわけでございますけれども、今町長がおっしゃったように、農林漁業の振興は町の発展につながると私も思っております。ですので道のりは決して平坦ではないと思いますけれども、1 つずつお互いに問題をクリアしながらですね、明るい錦江町の農林漁協を推進してまいりましょうということで次の質問に入りたいと思います。 最近の物価高騰は日本国中、全ての品物が狂乱物価になってしまい、今、高止まりの中にあるのではないかと思っているところでもございます。本町でも予算案の中で、人件費、資機材等の上昇がありとんでもない価格等が提案されているようでございます。そこで予算案の中で、土木費がですね、前年比 89% となっております。5,400 万の減少でございます。その減り方の減少の要因は何でしょうか。教えて下さい。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。土木費 5,400 万円減少の主な要因といたしましては、道路新設改良費の工事請負費の減少があり、令和 6 年度が 1

	億 350 万円であるのに対しまして、5 年度が 2 億 2,960 万円で、1 億 2,610 万円の減少となりました。これは主に議員もご存じのように町道中鳥井線を迅速に完了させることから、令和 5 年度において 8 千万円の巨額の投資をし、事業完了させたことや、今年度 7,500 万円計上しておりました町道山ノ口塩屋線を令和 6 年度は 4 千万円減少したことが要因でございます。 しかしながら、土木費以外の災害復旧事業では、公共土木災害が 3,300 万円の増、農林施設を含む令和 5 年度の災害復旧費の繰越事業に 1 億 6,846 万 6 千円を計上したことにより、建設事業全般ではございますが、7,536 万 6 千円の増加となった次第でございます。 さらにこれ以外にも、土木費以外で新たに開発センターや神川大滝螺旋階段の解体、花瀬版バンガローの連絡橋改修工事等も予定されてございますので、土木費の直接的な数字の減少よりも事業費は確保してあるものというふうに認識しておるところでございます。以上でございます。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	建設業界は、私本町の雇用、経済を支える重要な位置にあり、町の推進役であり、原動力だと思っておるところでございます。その中でも町内でも大きな工事は少なくなるのではないかなと心配しながら公共事業の大切さを実感しておるところでもございます。 建設業界も高齢化が進み、若手の職員確保が急務だと思う中で、町長の町内建設業に対する所見を伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。日頃より建設業に従事されていらっしゃる方々におかれましては、台風や大雨時の緊急時の対応等はもちろんのこと、地域での消防活動や自治会活動など多岐にわたるご協力をいただいておりますことに深く感謝いたしております。 また、建設業は雇用の面や地域振興の面からもなくすことのできない業種であることは言うまでもありません。このことから、町としましても国土強靱化を含めた、ある一定の枠組みの中で建設予算、建設業の支援に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番	私が心配するのはですね、公共事業の減少は経営を圧迫して、コスト軽減

小吉議員	のために人員整理、最悪廃業というプロセスが一般的な流れであるように思っておるところでございます。町長もご承知のとおり、旧大根占町時代は建設業も 10 社以上ありまして、活気にあふれた時期もあったようでございます。現在は町全体で 10 社程度で頑張っておられます。特に災害復旧は全て建設業者に依頼し、これ以上業者の減少がないように応援したいものですが、建設業に対する将来展望を伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えいたします。現在のところ、建設業者の方が廃業されているというお話は私のところには聞き及んでおりませんが、後継ぎの問題でありますとか、労働者の確保であるとか、過疎化の進展に伴う生産年齢人口の減少から他の業種と同様、大変人材確保が厳しいということはお聞きしているところでございます。 現在、町が取り組んでおります U・I・J ターン者の推進や外国人育成就労制度などとの連携を図りながら、今後も雇用確保の支援を続けてまいりたいというふうに思っております。また、建設事業については令和 6 年度から本町でも総事業費 320 億の莫大な予算規模でございます大隅縦貫道吾平大根占田代道路の全長 16 km の工事が始まるものというふうに聞いております。地域住民はもちろんのこと建設業の関係者の方々も期待されていることというふうに思っておりますので、町としましても建設課の中に大隅縦貫道対策室を設け、用地交渉等が迅速に進むよう、全面的に協力してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	本当に大隅縦貫道あたりがですね、本格的に着工するわけでございまして、将来的には展望は明るいわけですが、ただ大きな業者が取ってしまえばなかなか回ってくるのかなと内心思ったりもしますけれども、それはそれとして。 今度、医師会立の病院の建設にあたってますね、恐らく大手の業者と地元の業者のベンチャー企業で工事をされるのかなと思ったりもするわけですが、建設工事はなかなかほかの中小は入れないと思いますけれども、外構工事等に仕事を少しでも回していただけたらいいのかなと思ったりもするわけでございます。本体工事建物かれこれはもう大きなベンチャーがして、あとの駐車場整備、側溝整備かれこれああいうのを極力中小の業者に回すような手配はできないのかなと思ったりもするものですから尋ね

	てみました。どうでしょう。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。建設業の将来展望の中で、医師会立病院で努力できることはしっかりしろというようなご指摘かというふうに思っております。これについてはですね、南大隅町さんとの協議の中でも地元事業者を最大限活用してくれというご要望も出ておりますし、私どもも当然のごとく、そう思っております。実施主体、発注主体が肝属郡医師会でございますので、そういった多くの方々が参画できるような形で進められればよろしいかなというふうに考えておりますし、私どもも直接的にはタッチはできませんが、そういった要望は継続していきたいというふうに考えております。以上でございます。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	次に消防関係の話に移ります。本年度予算案の中で消防費の減額が特に目に入ったわけでございます。常々消防団は町の守り神として、思って檄を飛ばしてきた経緯があるわけでございますけれども、そこでですね、消防費が前年比 76% となつてございまして、6,600 万の減少になっているようでございます。要因は何なのか教えてください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。消防費につきましては、議員からご指摘ありましたように前年度比 76.8%、6,618 万 1 千円の減の 2 億 1,960 万 6 千円となつたところでございます。 消防費の予算減額の要因といたしましては、予算審査特別委員会でもご説明いたしましたとおり、防災行政無線基地局及び J アラート整備の更新に伴う事業等が終了したことによるものでございます。以上でございます。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	よく分かりましたけれども、消防の本部車の導入はまだかということで、あったわけですが、もう入れておりますよね。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	本部車の導入の件につきましては議会の議決をいただいた上で進めてい

	るところでございます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	消防用本部指揮車につきましてはですね、先月の 26 日に納車検査等を済ませて、現在利用しているところでございます。昨年の 9 月定例会において、契約議案を上程いたしまして議決を受けているところでございます。以上です。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	最近のですね、大規模災害等で消防団の活動が紹介されて全国各地で奉仕の精神で活躍されている姿に改めて敬意を表したいと思っているところでございます。そこで近年気になるのはですね、本町消防団員の減少が著しいのではないかとということでございます。どのように努めておられるのか、伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。消防庁が行った令和 5 年 4 月 1 日現在の消防団の組織概要等に関する調査によりますと、全国の消防団員数は約 76 万 3 千人、2 年連続で 2 万人以上減少しているようでございます。 本町の団員数におきましても令和 2 年 4 月に 3 名増えたものの、その後は年平均 8 名ずつ減少してきており、現在の団員数は 189 名となっているところでございます。 議員からございました消防団員の確保策につきましては、まず平成 28 年 4 月から消防団員の減少及び居住地外就労等に伴う消防力の低下を補完するため、消防団協力隊を設置し、火災現場や消防水利への誘導などの活動を行っていただいているところでございます。 また、令和 4 年度から消防団員の処遇改善として、出動報酬制度を創設し、報酬額の増額や出動時の費用弁償を新たに支給する取扱いとしたところがありますが、残念ながら消防団員数の減少傾向に歯止めがかかるころまでは至っていないところでございます。消防団員は、消火活動のみならず、台風や大雨時の警戒、行方不明者の搜索活動、災害時の避難誘導など様々な場面で活躍していただき、地域防災力の要として大変重要な役割を果たしていただいていることから、今後も幹部会等における対策を協議するとともに、現在 25 名の役場消防隊員の拡充をするなど、団員の確保に努めてまいりた

	いと考えているところでございます。以上です。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	団員の確保に努めたいということであったわけでございます。私もこの団員の減少が何かこの頃気になるんですよね。もう不安でいっぱいでございますけれども、ちなみに団員数 185 名、役場消防隊 25 名、女性消防隊 8 名、中央 31 名、神川 30 名、宿利原 19 名、池田 23 名、麓 18 名、大原 14 名、川原 17 名、団員数は役場消防隊合わせて 185 名となっているわけでございますけれども、ちょっとまだ探ればですね、町長、いそうな気がするんですけども町長も 1 番お分かりだと思いますけれども、なかなかですね、団員確保も言えば団員が一生懸命隣近所の青年とかに声をかけるんですけども、消防団で活動してもらえないというのは、今、実態があるんですよ。できれば、町長の鶴の一声もですねたまには、言っていただければ、団員確保になるんじゃないかなと思っております。本当に厳しくなっております。そこらへんのところは、またゆっくりとお願いいたしたいと思うわけでございます。 私は 1 つ提案したいのが、団員全員に飲食のクーポンを提供したらどうかということでございます。私はこの頃、団活動を見てですね、なかなか中堅どころから若手がですね、飲み会にあまり出席しないんですよ。何なのかなと思ったりもするわけですけども、1 つには時代の流れもあるのかなと思ったりするわけですけども、この人たちにお金を使っていたかかないことには町の活性化もできないだろうし、そこら辺のところもあるものだから、何かいい方法はないかなって思っておりますね、私なりに思ったのは、団員全員に飲食のクーポン券 2 千円分を団員 1 人あたり提供していただいて、それで飲み食いをしてもらうような体制ができれば、団員だけじゃなくてまた商店街も潤ったりしていいんじゃないかなって私は個人的には思ったりもするわけでございます。ですから、計算してみますと 2 千円の 185 名ですから、37 万ばかりなんです。だからそんな難しい金額じゃないですから、1 回また考えていただければ若い団員かれこれに励みになるんじゃないかなと思ったりもするわけでございます。どうでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。まず、団員確保をしっかりとしていけないといけないというのは、それは町民、皆さんからの期待でもございますので、今後も引き続き団員確保はしていきたいと思えます。 クーポンの話につきましては私も長野県の消防協会の過去事例等も見て

	みました。そういったものもございます。ただ、消防団員が今入っていただけない要因というのをもう少し分析しなきゃいかんなど。飲食等だけの問題ではないような気もしております。したがって、就業構造が変わってしまっ てですね。町外に勤務をする方々が多くなってきている。昔でしたら農業従 事者が多かった時代もありましたけれども、今は勤務者が多いという関係か らですね、そこに昼間の火災等がなかなか対応しきれないそういったところ もあるということから先ほど答弁しましたように、一次消火のために役場消 防隊の拡充をしていかないといけないなということを申し上げた次第です。 今後につきましてもですね、もう少し要因等をしっかりと分析しながら、 どういう形で団員確保をすればいいのかというのは、幹部会等でもしっかりと 議論をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	やっぱり人が少なくなれば、なかなか事を継続するというのは大変なこと だと常々思ってるところでもございます。年々団員が減少する中、奉仕の精 神で頑張っている本町の団員もほとんどが本業の傍ら地域での活動、例えば P T A 活動 1 人で何役も受けておきながら忙しい日々を送っているのが現 状でございます。彼らの今後が各分野で中核となり、ますます活躍されます ことを心から祈念いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとう ございました。
	(9 番 小吉議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。次の本会議は 3 月 15 日の予定でありますので、 申し添えておきます。
	散会 16 : 29